

平成19年度新行財政改革実行プラン実施状況及び見直し結果報告書

は平成19年度末に見直しを行った項目

(平成21年度までの実施目標に対する進捗度)
 100% (21年度までの実施目標が達成できたもの)
 75% (21年度までの実施目標が達成できているものの、改善の余地があるもの)
 50% (21年度までの実施目標に対し、着手段階にあるもの)
 25% (21年度までの実施目標に対し、検討・準備段階であるもの)

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
1	1	1	0	「市長への手紙」のデータベース化(注1)	企画財政部 秘書広報課	「市長への手紙」として寄せられている市民の提案、苦情、要望等について、内容と対応をデータベース化し、ホームページ等で公開し、市政に反映させます。	「市長への手紙」で寄せられる提言、苦情、要望等について、内容と対応が公開されることにより、市政の透明化を高めることができる。	検討 実施	実施 (公開)	実施 (公開)				100%	達成		
2	1	2	1	自治基本条例(注2)の制定	企画財政部 企画政策課	自治の基本原則や行政の基本ルールなどを定めた自治基本条例を制定し、市民が市政に参加する機会を条例化により保証します。	市民・議会・行政の役割や責務が明確になり、市民参画や協働の仕組みが整えられ、市政に参画できる機会が保証されることにより、協働による自治運営が更に促進される。	検討	実施	実施 (策定)	実施	実施	(平成17年度) 市民協議会を発足し、市民が市政に参加する手法等についての勉強会を実施。 (平成18年度) 部会活動の開始(P企画部会、原案部会、広報部会、ニュース部会)全体会、運営委員会を開催し、条例原案づくりのためのPI(対話集会)を継続して実施。 (平成19年度) PI(対話集会)を継続して実施し、条例原案を取りまとめる。条例原案が市に提出され、市民協議会と市との間で策定調整会議を開催し内容の調整を行う。	50%	引き続き 推進	実施時期の変更	(課題) ・市民協議会と合意された素案(案)を議会と意見を交換し、その内容を市民協議会に報告する。その後パブリックコメントを実施し、市民意見を反映させ上程案にする。 (平成20年度実施予定) ・市民協議会との間で策定調整会議においての素案を法審査等をして調整する。 ・さらに、市民意見を聴取するためパブリックコメントを実施し平成20年度中に議会に上程する。
3	1	3	2	パブリックコメント制度(注3)の導入	企画財政部 企画政策課	市民生活に大きな影響のある計画や制度の策定などを対象に市民から意見を求め施策を決定するパブリックコメント制度を導入し、政策立案に市民の意見を反映させます。	市の政策等に対して、市民の意見を反映させる機会を保障することにより、市民と行政との協働によるまちづくりが推進できる。	検討	実施 (導入)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) パブリックコメント制度導入のための情報を収集、検討を行った。 (平成18年度) 庁内説明会を実施し、パブリックコメント手続実施要綱を制定した。 (平成19年度) パブリックコメント手続実施要綱に則り、各課で対象施策等について随時実施。10件実施	75%	引き続き 推進		(課題) ・平成19年4月にパブリックコメント手続要綱を制定したが、多くの市民からご意見が提出されるよう周知方法などを工夫する必要がある。その対応策として、年度当初にパブリックコメントを実施する予定のものを年間分を公表するように検討する。 (平成20年度実施予定) ・年間分のパブリックコメントの公表ができるか前年度検討したが、実施時期の公表に課題があるので引き続き検討する。
4	1	4	3	審議会等公募枠の拡大	企画財政部 行政改革推進課	各審議会等の公募委員枠の拡大について検討し、審議会等の活性化と市民参画を推進します。	各審議会等の公募委員枠を拡大することにより、審議会等を活性化させるとともに市民参加を推進できる。	検討 実施	実施 (拡充)	実施 (拡充)	実施 (拡充)	実施 (拡充)	(平成17年度) ・水防協議会を防災会議に統合し、石けん利用推進対策審議会、交通新線推進対策懇話会を廃止した。公募委員の委嘱替えに伴い、コミュニティ審議会、廃棄物対策審議会、公民館運営審議会について公募委員を採用した。 (平成18年度) ・全課に対し、行財政改革実施本部長より、積極的に公募委員の採用を行うことや法令に抵触しない範囲で、公募委員枠を設けるよう条例の改正を検討することについて、通知により要請した。「流山市男女共同参画審議会」、「流山市下水道事業運営審議会」、「社会教育委員会」が公募で委員、欠員の採用を実施した。 (平成19年度) ・「流山市補助金等審議会」、「流山市コミュニティ審議会」、「国民健康保険運営協議会」、「流山市福祉施策審議会」、「流山市環境審議会」、「流山市廃棄物対策審議会」、「流山市図書館協議会」、「流山市博物館協議会」の8審議会が公募委員の採用を実施した。	75%	引き続き 推進		(課題) ・「審議会等の委員の選任等に関する指針」では公募委員の割合を3分の1以上としている。 ・審議会の内容により個人情報の保護や医療・福祉・保健等に関する専門性が必要とされるもの、委員の構成区分が決定されているものがあるため、全ての機関を公募とすることはできないが、市民との協働の観点から今後も積極的に推進し、市民の目線を通しての審議の場としたい。 (平成20年度実施予定) ・審議会を主管している担当課等を対象として、公募の実施を要請する。 ・特に委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を要請する。 ・必要があれば「流山市付属機関に関する条例」等関係条例を改正する。
5	1	5	4	NPO(注4)等とのガイドラインの策定及び協働の促進	市民生活部 コミュニティ課	NPO等との協働の推進及びアウトソーシング(注5)など協働の推進にあたり、NPO等との協働についてのガイドラインを策定します。	市民・団体・事業者の役割分担・共同のルールが明確になり、協働まちづくりが推進できる。	検討 実施 (策定)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・5月10日「ながれやま21パートナーシップ市民会議」から、提言書受理「ながれやまパートナーシップ検討委員会」を設置し、ガイドライン及び指針の素案を作成し、8月に「市民と行政の協働まちづくりのための指針」を決定し、公表した。 (平成18年度) ・指針を尊重しながら、市民活動の拠点となる「市民活動推進センター」を開設、フォーラムの開催、市民活動団体公益事業補助金制度をスタートさせた。 (平成19年度) ・協働によるまちづくりの推進のため、フォーラムやイベント、市民活動パワーアップ講座の開催、意見交換会、職員研修会などを行った。	75%	引き続き 推進	実施目標の変更	(課題) ・団塊世代を含む個人層が市民活動に参加・参入しやすい機会の充実を図る。 ・平成20年度から市内NPO法人に運営業務委託となることから、契約業務の執行に対し、指導・監督を行う。 (平成20年度実施予定) ・協働まちづくりフォーラムパート6の実施 ・協働まちづくりフォーラムパート7の実施 ・流山市市民活動推進センターのサービスの向上及び充実

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
6	1	6	0	市民活動推進センターの設置	市民生活部 コミュニティ課	市民活動推進センターの利用促進を図り、市民活動が活発に展開されるよう施設の充実等を図り、市民活動の支援を推進します。	公益的な市民活動を推進するための拠点として活用することにより市民活動が活発に展開される。	検討	実施 (設置)				(平成18年度) ・市民事業者及び行政による「協働のまちづくり」の実現に向けて、NPOなどの公益的な市民活動が育まれる場、市民活動の「推進拠点」として、流山市民活動推進センターをオープンさせた。 (19年度) ・市民活動推進センターの利用促進を図るため、市民活動団体による意見交換会を開催し、利用団体の要望等を聞き今後の運営に活用することとした。	100%	達成		
7	1	新規	5	市民活動の支援	市民生活部 コミュニティ課	市民活動推進センターを拠点として、活動団体のネットワーク機能や情報発信、更には活動促進の研修を通じて市民活動を支援します。	様々な側面から市民活動を支援することにより市民公益活動の推進が期待できる。	検討	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・「ながれやま21パートナーシップ市民会議」から、提言書受理 ・「市民と行政の協働まちづくりのための指針」を決定し、公表 (平成18年度) ・「市民活動推進センター」を開設し、市民活動登録団体75、センター利用団体延べ822団体、利用者延べ8,098人の利用に供した。 ・フォーラムの開催、市民活動団体公益事業補助金制度をスタート (平成19年度) ・協働によるまちづくりの推進のため、フォーラムやイベント、市民活動パワーアップ講座意見交換会の開催		新規	(課題) ・市民活動団体の基盤強化(資金・人材確保・広報・ネットワークづくりなど) ・NPOと行政の協働(パートナーシップ)の実現 ・運営業務委託した流山市民活動推進センターの企画、運営面の充実等 (平成20年度実施予定) ・市民活動パワーアップ講座の開催、意見交換会の実施 ・市民活動団体の課題の解決に取り組む ・団塊世代のインターシップによる市民活動への誘導 ・市民活動団体とのパートナーシップの構築のための「職員研修会」の実施	
8	1	7	6	市民公益活動支援制度の導入	市民生活部 コミュニティ課	新たに公益的な市民活動を助成するため、支援制度を創設し、市民と行政との協働を推進します。	市民の先駆性や創造性などの創意工夫が活かされた市民公益活動を推進できる。	検討	実施 (開始)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成18年度) ・協働まちづくりの実現に向けて、公共の一翼を担う市民提案型の公益事業に対し助成する「流山市民活動団体公益事業補助金事業」をスタートさせた。応募15事業に対し、公開による審査を行い、10事業を認定し、補助金を交付した。 (平成19年度) ・8事業の応募に対し、公開による審査の結果、8事業を認定、補助金を交付した。	75%	引き続き推進	(課題) ・引き続き、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、NPO等の協働を進めるため、公益性の高い事業に対し、補助金交付事業を実施する。 (平成20年度実施予定) ・流山市民活動団体公益事業補助金事業のPRに努め、利用の促進を図る。 ・市民等を市民活動に誘導するため、補助金事業のPRに努める。	
9	1	8	7	市民ボランティアとの連携	市民生活部 コミュニティ課	市民ボランティアとの連携することにより、幅広い市民活動が展開できる。	市民ボランティアと連携することにより、協働のまちづくりを推進できる。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	検討 実施	(17年度)(18年度)(19年度) ・市民ボランティアと各種の市民活動団体が連携することにより、市民活動の推進が図れることから、市のホームページで紹介し、ボランティアへの参加について情報の提供に努めた。(市民活動推進センター登録数96団体、ホームページに登録している市民活動団体約400、社会福祉協議会に登録しているボランティア団体67、個人763人)	75%	引き続き推進	(課題) ・ボランティア制度については、登録や派遣等、社会福祉協議会が行っており、市民活動推進センターは、市民活動団体の登録であり、個人のボランティアについては関わっていない。 ・今後は、生涯学習課、社会福祉協議会等との情報交換を密にしていきたい。 (平成20年度実施予定) ・引き続き、生涯学習課、社会福祉協議会等との情報交換を密にしていきたい。	
10	1	9	8	タウンミーティングの拡充	企画財政部 秘書広報課	市民との対話・意見交換を通じて、お互いに理解を深め、その成果を市政に反映させるため、タウンミーティングの拡充について検討し、実施します。	市政に対する理解と信頼を深めるとともに市民の声を市政に反映することができる。	検討 実施	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・フリー方式及び地区テーマを絞ったタウンミーティングを市内14会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 (平成18年度) ・フリー方式及び地区テーマを絞ったタウンミーティングを市内17会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。 (平成19年度) ・市内7会場でパワーポイントを使用したフリー方式のタウンミーティングを実施するとともに、地区テーマを絞ったタウンミーティングを2会場で実施し、次年度予算や今後の施策展開などに反映することができた。	75%	引き続き推進	(課題) ・タウンミーティングの拡充については、開催方法として対象者の特定、個別テーマでの実施など、これまで各種の改善を行っているが、引き続き参加者を増やす方策や意見の反映結果がわかる方策を検討していく必要がある。 (平成20年度実施予定) これまでの市主催の開催方法に加え、市民団体等からの要望により市が出向き開催する出前タウンミーティング等も検討し、実施していく。	
11	1	10	9	外部評価制度の実施(行政評価システムの充実)	企画財政部 行政改革推進課	新たなマネジメントツールとして構築を進めている行政評価(注6)制度をより開かれたシステムとするため、外部評価制度について検討し、実施します。	行政評価は行政内部で行っていることから、外部評価を実施することにより、透明性・信頼性が向上でき市民にとって、より開かれた制度として充実が図れる。	検討	実施 (外部評価)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・外部評価の対象及び手法について検討した。 (平成18年度) ・総合計画の重点10施策を対象に行財政改革審議会による外部評価を実施した。外部評価の意見として提出された答申書の結果を、最終的な評価結果に反映させた。 (平成19年度) ・総合計画の重点10施策と新たに抽出した5施策を対象に行財政改革審議会による外部評価を実施した。外部評価の意見として提出された答申書の結果を、最終的な評価結果に反映させた。	75%	引き続き推進	(課題) ・外部評価制度については、平成18年度から実施しているが、実行プランの進捗状況についての審議も同時に行う必要があることから、十分に審議時間が持てない。 (平成20年度実施予定) ・平成20年度は、審議過程において部会方式を取り入れるなど十分に審議時間を持てるように改善を図る。	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
12	1	11	10	議会や審議会等傍聴等制度の充実	企画財政部 行政改革推進課	議会や審議会等の情報等傍聴制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、迅速で積極的な情報公開に努めます。	審議会の公開や会議録を公表することにより、最新の行政情報が提供できる。	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・45機関中、34機関で審議会を開催(未開催の機関は法令等により必要が生じた場合にだけ審議を行うもの)。うち会議を公開した審議会は23機関、未公開としている11機関の理由は、全て個人情報の保護等によるもの。 ・公開している23機関のうち、会議録を公開している審議会は21機関、2機関については未作成によるもの(未作成の機関は早期に作成し公開する旨を行革実施本部から指示)。 (平成18年度) ・「審議会等の会議の公開に関する指針」における会議録等の作成時期に関し、「速やかに」という表現を「原則として1か月以内に」と改正した。また、「審議会等の会議の公開に関する指針」を徹底するように各課に通知した。なお、会議録を公開していなかった21審議会等の内、個人情報等の規制がある審議会等を除き、原則、全てがホームページ等で公開した。(10審議会等) (平成19年度) ・44機関中、個人情報保護やプライバシーのために会議録を公開していないのは6機関のみであり、それ以外の機関は会議録を公表している。	75%	引き続き推進		(課題) ・会議録をはじめ行政情報については、引き続き、迅速かつ積極的に公開していく必要がある。 (平成20年度実施予定) ・「審議会等の会議の公開に関する指針」の徹底を関係各課に要請する。 ・特に、会議録等については、1ヶ月以内の公表を徹底する。
13	1	11		議会や審議会等傍聴等制度の充実	議会事務局	議会や審議会等の情報等傍聴制度の充実を図るとともに、広報紙やホームページ等を活用し、迅速で積極的な情報公開に努めます。	市議会や審議会の傍聴制度を充実させることにより市政の透明性を高め、市民参加を促すことができる。	実施	実施	実施			従来、議会傍聴規則を準用して委員会の傍聴を実施してきた。 (平成18年度) ・委員会条例の一部改正と委員会傍聴規則を制定した。 (平成19年度) ・委員会審査を公開とした。 条例が整備できたことにより、常任委員会、予算・決算特別委員会、その他の特別委員会についても公開している。 また、ホームページ等により委員会の開催状況を提供していることから、課題は、解消された	100%	達成		
14	1	12	11	情報公開制度の見直し	総務部総務課	平成17年度に予定されている国の情報公開法の改正を受け、情報公開条例の見直しを行います。	平成17年度に予定されている国の情報公開法の改正を受け、情報公開条例の見直しを行うことにより、より適正な制度運営が可能となる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・情報公開開示請求の電子申請に対応するための文書管理システムの導入について情報収集及び検討を行った。 (平成18年度) ・国の検討会の報告を踏まえ、情報公開法の改正はされなかったが、引き続き電子申請に対する検討を行った。また、情報提供の促進を促し、情報公開コーナーの充実を図った。 (平成19年度) ・情報公開開示請求の電子申請による受付を平成20年から実施することとした。 なお、電子申請による開示請求の手続きについては、「流山市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」(平成20年第1回定例会議案提出)の規定により運用されるため、流山市情報公開条例の一部改正は行わないものとなった。	75%	引き続き推進	実施目標・実施時期の変更	(課題) ・電子申請に対応するための文書管理システムの導入については、総合計画の実施計画上、平成20年度に位置付けしたが、施策優先度評価の結果、事業化にならなかったため、平成21年度の導入に計画変更とした。 ・既に、電子申請による情報公開の開示請求を導入した県内の先進団体の利用件数が少ないこと及びシステムのコストなどを総合的に鑑みると、コストのかからない手法について検討を行う必要がある。 (平成20年度実施予定) ・8月から電子申請による公文書の開示請求が可能となるが、請求の際の資料となる公文書目録をホームページ上で提供するための文書管理システムについて費用対効果を検討する。
15	2	13	12	分かりやすい財政情報の提供	企画財政部 財政課	市の「バランスシート(注7)」、「財政の現状と見直し」等の財政情報について、市民の理解と協力を得るため、広報紙やインターネットホームページなどで市民に分かりやすく情報提供します。特に、市民の目線に立って、図表や解説など、親しみやすい内容に心がけます。	広報紙やインターネットなどで市民に分かりやすい市政情報の提供に努めることにより、市政の透明性を高めていくことができる。	検討実施	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) ・広報紙においては、限られた紙面ではあるが、図表を用い、市民の理解が得られるよう努め、また、市のホームページを通じ「バランスシート」、「財政の現状と見直し」等の財政情報について、予算、決算を含め、きめ細かく情報提供することができた。 (平成18年度) ・財政の現状と見直し等の財政情報について、広報紙やインターネットホームページなどで図表や解説を行い、市民に親しみやすい内容に心がけ情報提供した。 (平成19年度) ・財政の現状と見直し等の財政情報について、広報紙やインターネットホームページなどで図表や解説を行い、市民に親しみやすい内容に心がけ情報提供した。	75%	引き続き推進		(課題) ・財政の現状と見直し等の財政情報について、広報紙やインターネットホームページなどで図表や解説を行い、市民に親しみやすい内容に心がける必要がある。 (平成20年度実施予定) ・新たな財政健全化法による4指標から得られる情報を公表するに当たっては、導入年度であることを配慮し、各指標の説明に配慮した内容とする。
16	2	新規	13	財政健全化に関する4つの指標(注8)の作成・開示	企画財政部 財政課	自治体財政健全化法に基づき財政の健全性に関する4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)を作成し公表します。	4指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)を作成し公表することにより市政の透明性を高めていくことができる。				実施	実施			新規	(課題) ・平成20年度は、公表の初年度に当たることから、公表内容に配慮する必要がある。 (平成20年度実施予定) ・平成20年度は、公表の初年度に当たることから、公表内容に配慮し、概要や意味合いを公表する必要がある。	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
17	2	14	14	行政コスト計算書(注9)の作成・開示	企画財政部 財政課	人件費や給付サービスなどのコストを明らかにするため、行政コスト計算書を作成し、開示します。	行政コスト計算書を作成し、人件費や給付サービスなどのコストを明らかにすることにより、市政の透明性を高めていくことができる。	実施(作成・開示)	実施(作成・開示)	実施(作成・開示)	実施(作成・開示)	実施(作成・開示)	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・決算統計データを基に、総務省方式の行政コスト計算書を作成し、本市のホームページに掲載した。	75%	引き続き 推進	改革項目・実施目標の変更	<p>(課題)</p> <p>・本市では、平成20年度決算から新公会計制度により作成する4表を基準モデルで作成することを予定しているが、固定資産の把握をはじめ、全庁的な対応を図る必要がある。</p> <p>(平成20年度実施予定)</p> <p>・全職員を対象とした研修(説明会)を複数回(10回程度)行う。</p> <p>・固定資産台帳の作成に当たっては、管財課のみならず、道路や河川、公園などの関係部署の参画により、全庁的な対応を行い、資産の算定を行う。</p> <p>・固定資産台帳作成部会ほか計3部会による推進チームを設け、準備作業に取り組む。</p>
				財務4表(注10)の作成・開示		地方の公会計の新たな展開として、資産・債務の適切な管理、世代間の負担の衡平、決算情報の予算編成への活用等を推進するため、企業会計手法を活用した財務4表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュフロー計算書及び純資産変動計算書)を作成し開示します。					検討	実施(作成・開示)					
18	2	15	15	財務指標の改善	企画財政部 財政課	重点実施目標で示しているとおり、財政運営の改善・健全化に取り組み、経常収支比率、公債費負担比率などの抑制に努めます。公債費負担比率については15%未満に抑制するよう努めます。	経常収支比率、公債費負担比率などの各種財務指標の改善に努めることにより、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・経常経費の執行に当たって、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の節減に努めたほか、予算の残額を極力残すよう指導すると共に、地方債発行の抑制と良質な地方債発行に努めた。 (平成18年度) ・経常経費の執行に当たって、見積書の徴収等により、競争原理が働くように工夫して経費の節減に努めたほか、予算の残額を極力残すよう指導すると共に、地方債発行の抑制と良質な地方債発行に努めた。 (平成19年度) ・経常経費を含め予算の執行に当たっては、契約案件にあっては、随意契約から競争入札	75%	引き続き 推進	<p>(課題)</p> <p>・平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法」が成立し、財政の健全化判断として、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率について、平成19年度決算から公表することとなっているが、その健全化判断比率から得られる情報に配慮した財政運営が求められる。</p> <p>(平成20年実施予定)</p> <p>・既存の財政指標の向上に加え、健全化判断比率から得られる情報に配慮した財政運営を行う。</p>	
19	2	16	0	財政悪化防止策の強化	企画財政部 財政課	総合計画に基づき厳選した事業を実施し、人件費・物件費(注11)・公債費等を抑制し、基金(積立金)を充実させます。また、監査機能の充実に努めます。	事業の厳選や人件費・物件費・公債費等の抑制といった各種財政悪化防止策を強化することにより、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	検討 実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・限られた財源を有効に活用するため、総合計画に基づき、行政評価システムを活用して、市民ニーズの高い事業を厳選することにより、適正で計画的な予算執行に努めた。 ・予算外執行を排除し、財政調整積立基金繰入金を極力削減し、基金の充実を図る。経常経費の削減を図るほか、地方債の発行を抑制しつつ良質な地方債の発行に努めた。 財政悪化の防止策を個別に(行政コスト計算書の作成・開示、財政指標の改善、物件費の抑制、公債費の抑制)改革項目だてしていることから廃止。	75%	廃止	他の項目と 整理・統 合により	
20	2	17	16	受益者負担の見直し	企画財政部 企画政策課	施設利用料金等について適正化を図るため、受益者負担の観点から再検討し、必要な見直しを行いません。	施設利用料金等について適正化を図るとともに財政運営の改善・健全化を図ることができる。	検討	検討	検討	実施	実施	(平成17年度) ・市内公共施設にアンケート箱を設置し、有料化等に関するアンケート調査を実施した。 (平成18年度) ・公共施設のアンケート調査の実施 有料化ガイドライン(案)を作成 (平成19年度) ・公共施設の使用料設定に当たっての基本方針(案)を作成し、パブリックコメントを実施。 ・基本方針に則り、各公共施設においても適正な料金設定を行い、平成20年10月の実施に向け準備を進めている。有料化ガイドラインの作成	75%	引き続き 推進	<p>(課題)</p> <p>・平成20年10月実施に向け、全庁的な取り組みとともに、市民への周知徹底を図ることが必要である。</p> <p>(平成20年度実施予定)</p> <p>平成20年10月の施設利用料金見直し実施のため、広報紙やホームページなどでPRしていく。</p>	
21	2	18	17	企業誘致の促進	産業振興部 商工課	安定した歳入を確保するため、本市のもつ特色や有利性をアピールし、優良な企業の誘致に努めます。	企業誘致を促進することにより地域経済の活性化が図られる。また、安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・流山市企業誘致市民サポーターを設置した結果、34件の企業情報が報告された。 ・流山市企業立地優遇措置検討委員会を設置し、企業立地を促進するための企業優遇措置について、検討した。 ・誘致した企業1社。 (平成18年度) ・流山市企業立地の促進に関する条例及び施行規則が施行された。 ・流山市企業誘致市民サポーターから30件の企業情報が報告された。 ・誘致した企業5社。 (平成19年度) ・18社と企業誘致に関する情報提供等を行った。 ・企業立地優遇措置制度に関する情報等を企業向け電子メールマガジンに掲載し、広域的なPRを行った。	75%	引き続き 推進	<p>(課題)</p> <p>・企業誘致については、引き続き企業立地優遇措置制度による本市への立地の優位性の積極的な情報提供等に努めるとともに、本社機能並びに市民雇用が図られるよう、企業情報の収集と立地への働きかけを促進していく必要がある。</p> <p>(平成20年度実施予定)</p> <p>・企業立地優遇措置制度をはじめとする立地優位性等のPR及び企業情報の収集に努める。</p> <p>・本市の財政状況を勘案し、企業立地優遇措置制度の見直しについて検討。</p>	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
22	2	19	18	市税収納率の向上	総務部税制課	税の公平性を保つため、滞納対策を強化するとともに、あらゆる角度から対策の検討を行い、収納率の向上に努めます。	税の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書67,112通・繰越分…差押執行書等6,342通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…3,057件・滞納処分件数…355件 収納率…現年度98.25%、繰越分21.00%、合計93.37% (平成18年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書69,639通・繰越分…差押執行書等7,268通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…3,228件・滞納処分件数…275件 収納率…現年度98.28%、繰越分23.74%、合計94.09% (平成19年度) 文書催告を中心に自主納付体制の促進に努めた。 現年度分…督促状、催告書67,063通・繰越分…差押執行書等7,792通 情報収集と滞納処分の強化に努めた。 財産調査件数…5,399件・滞納処分件数…331件 収納率…現年度98.07%(98.26%)、繰越分22.97%(23.74%)、合計94.40%(94.09%) ()は、前年度同期	75%	引き続き推進		(課題) ・現年度課税分の滞納に対して、電話催告等の初動の滞納整理が実施できる体制を整備し、繰越滞納額を縮減する。 ・20年7月から導入予定の「滞納管理システム」を有効に利用し、滞納整理事務の合理化を推進する。 (平成20年度実施予定) ・現年度課税分の滞納に対して、3期納期限後に電話催告期間を設け実施する。
23	2	新規	19	市営住宅使用料の徴収対策	都市計画部建築住宅課	市営住宅使用料の滞納額については、計画的な徴収対策を講じるとともに、負担の公平性からも、市営住宅使用料の徴収率向上に努めます。	負担の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。				検討実施	実施			新規	(課題) ・所得の不安定な入居者の計画的な徴収対策。 ・滞納使用料(私法上の債権)の処理方法。 (平成20年度実施予定) ・月毎の徴収の進行管理を計画的に実施し徴収率の向上に努める。 ・処理方法について関係各課と協議を行う。	
24	2	新規	20	保育所運営費負担金(保育料)の徴収対策	子ども家庭部保育課	保育所運営費負担金の繰越滞納額については、計画的な徴収対策を講じるとともに、負担の公平性からも、保育所運営費負担金の徴収率向上に努めます。	負担の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。				検討実施	実施			新規	(課題) ・収納事務職員の確保 (平成20年度実施予定) ・昨年、税制課を中心に滞納対策について指導頂いた成果を生かし、まずは現年度分の保育料に未納が生じないように、各保育所長と連携し収納強化に努める。また、保護者に対して保育は国、県、市の補助と保育料で運営されているというシステムを自覚してもらうため、指導、周知に努める。	
25	2	新規	21	市有財産や市発行物等を活用した広告収入の確保	企画財政部行政改革推進課、関係各課	流山おおたかの森駅自由通路などの市有財産や市の広報紙、発行物等への広告掲示による広告料収入確保の可能性について検証します。	安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。				検討	実施			新規	(課題) ・自由通路への広告掲示について、どのような場合であれば可能か検証する必要がある。 (平成20年度実施予定) ・自由通路への広告掲示の可能性について検証する。 ・広告掲示が可能であれば、実現に向け条例整備を行う。	
26	2	20	22	収納機関の拡大の検証	企画財政部行政改革推進課、財政課	市民の利便性向上のため、コンビニエンスストアなどの収納機関の拡大について、導入を前提として検証します。	市民の利便性向上と安定した歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。				検討	検討(22年度実施予定)		25%	引き続き推進	(課題) ・納付書のコンビニエンスストア等での収納が平成22年度から開始できるよう、国、県及び近隣市の導入状況の調査を行い、全庁的な調整や導入経費、ランニングコスト等を含めた導入における問題点を解決する必要がある。 (平成20年度実施予定) ・先進地の視察 ・導入に向けた調査の実施	
27	2	21	0	人件費の抑制(再掲)	企画財政部行政改革推進課	国・県や近隣市の状況、給与体系や各種手当の適正化を図るとともに、アウトソーシングの推進や事務事業の見直しにより、定員の適正化を図ります。	給与体系や各種手当の適正化を図るとともに財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施		75%	廃止	他の項目と整理・統合により	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
28	2	21	23	人件費の抑制(再掲)	総務部人事課	国・県や近隣市の状況、給与体系や各種手当の適正化を図るとともに、アウトソーシングの推進や事務事業の見直しにより、定員の適正化を図ります。	給与体系や各種手当での適正化を図るとともにと財政運営の改善・健全化を図ることができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・住居手当、特殊勤務手当、調整手当の見直し 18年度から効果発生 18年度決算:住居手当 27,280千円特殊勤務手当 29,441千円調整手当 132,742千円 (平成18年度) ・給与構造改革に基づく給料表の改正 19年度から効果発生 19年度予算: 約60,000千円 (平成19年度) ・55歳昇給抑制及び退職時特別昇給制度の廃止 人件費総額 17年度決算10,154,661千円 18年度決算9,848,020千円 削減額 306,641千円(一般+特別会計)	75%	引き続き推進		(課題) ・定員適正化計画及びアウトソーシング計画に基づく人員削減の推進。 ・嘱託職員・臨時職員の活用。 ・アウトソーシング等の推進。 ・人員削減に対応した事務事業の見直し、スクラップアンドビルド等仕事の仕組みづくりを推進する。 (平成20年度実施予定) ・引き続き定員適正化計画及びアウトソーシング計画の進捗に合わせた人員削減を推進する。 ・事務事業の見直し、スクラップアンドビルド等仕事の仕組みづくりを主眼に課長研修を実施する。
29	2	22	24	公用自動車のリース化・小型化の推進	総務部管財課	公用自動車について経費の節減を図るため、リース化や小型化を更に進めます。	公用車両の一括管理やリース化や小型化によって経費の節減を図る。が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を19台廃止し、新規に14台導入した。 ・新規導入車両14台のうち、リース車両を3台導入した。 ・新規導入車両14台のうち、軽自動車を4台導入した。 (平成18年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を22台廃止し、新規に19台導入した。 ・新規導入車両19台のうち、リース車両を13台導入した。 ・新規導入車両19台のうち、軽自動車を8台導入した。 (平成19年度) ・老朽化や排ガス規制等により公用車を19台廃止し、新規に17台導入した。 ・新規導入車両17台のうち、リース車両を11台導入した。 ・新規導入車両17台のうち、軽自動車を8台導入した。	75%	引き続き推進		(課題) ・引き続き公用車のリース化や小型化を推進し、経費の節減に努めていく必要がある。 (平成20年度実施予定) ・老朽化等により公用車を21台廃止し、新規に24台導入予定。 ・新規導入車両24台のうち、リース車両を18台導入予定。 ・新規導入車両24台のうち、軽自動車を16台導入予定。
30	2	23	25	物件費の抑制	企画財政部財政課	賃金・委託料をはじめとした物件費について経費の節減を図るため、全庁的な見直しを行い抑制を図ります。	物件費は、人件費の抑制に伴う賃金・委託料の増加等、今後の増加要因は多いが、地道な削減努力を続け、経常収支比率の抑制に結び付けたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・関係部局と連携し、委託事業の仕様書の見直し、臨時職員の適正配置や、予算編成において経常的事業の事業評価を活用し、経常経費の枠配分方式により物件費抑制を図った。 (平成18年度) ・関係部局と連携し、委託事業の仕様書の見直し、臨時職員の適正配置や、予算編成において全ての事業の事業評価を活用し、政策経費、経常経費を枠配分方式により物件費抑制を図った。 (平成19年度) ・臨時職員の適正配置をはじめ、平成20年度予算編成においては、全事業の事業評価を活用し優先度評価を行い、政策経費、経常経費を枠配分方式(経常事業について、原則3%減額した額で枠配分した。)により物件費抑制を図った。 ・契約に当たっては委託事業の仕様書の見直しを図り、随意契約から競争入札への移行促進を図るため、予算編成段階から契約担当課との協議を必須のものとした。	75%	引き続き推進		(課題) ・定員適正化計画による職員の削減に伴う臨時職員の配置に当たっては、臨時職員の事務内容を明らかにするとともに事務マニュアルの作成、事務量の把握等の条件を検討し、安易な臨時職員の人員配置を無くす必要がある。この他、委託料等の契約案件は、随意契約から全件競争入札に移行するよう指導の強化を図る必要がある。 (平成20年度実施予定) ・定員適正化計画による職員の削減に伴う臨時職員の配置に当たっては、臨時職員の事務内容を明らかにするとともに事務マニュアルの作成、事務量の把握等の条件を検討し、安易な臨時職員の人員配置を無くす。この他、委託料等の契約案件は、随意契約から全件競争入札に移行するよう指導の強化を図る。

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
31	2	24	26	公債費の抑制 地方債発行の抑制	企画財政部 財政課	財政の硬直化を招かないようにするため、地方債については、つくばエクスプレス沿線整備事業以外の発行は厳選します。17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの総額の10%削減を目指します。	17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの総額の10%削減を目指し、経常収支比率や公債費比率・公債費負担比率の抑制に結び付けたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・新行財政改革実行プランでは、経常収支比率や公債費比率・公債費負担比率の抑制を図るため、平成17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの発行総額の10%削減を目標としていることから、地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努めた。	75%	引き続き推進	改革項目名称の変更	(課題) ・新行財政改革実行プランに示す重点目標である地方債発行に当たっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、償還元金以内の地方債発行に努めるが、地方財政健全化法が成立し、財政健全化判断比率の公表が義務付けられたが、一般会計だけでなく、特別会計及び企業会計等を含めた地方債発行限度額を検討する必要がある。 (平成20年度実施予定) ・新行財政改革実行プランでは、経常収支比率や公債費比率・公債費負担比率の抑制を図るため、平成17年度からの5年間の地方債発行総額(一般会計)は、12年度から16年度までの発行総額の10%削減を目標としていることから、地方債の発行にあたっては、地方交付税措置されるものを優先するほか、毎年度可能な限り、償還元金以内の地方債発行に努める。 ・特別会計及び企業会計についても、慎重な判断を行うこととする。
32	2	25	27	負担金・分担金 の見直し	企画財政部 財政課	各種団体や協議会等の負担金・分担金について経費の節減を図るため、全庁的に再点検し、最小限に抑制します。	各種団体や協議会等の理解のもとに負担金・分担金を抑制し、経常収支比率の抑制に結び付けたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・各種団体や協議会等の負担金・分担金については、減額及び廃止を含め内容の見直しと安易な負担の増加を招かないように配慮しつつ、協議会等の設立に対しても慎重な対応を図った。	75%	引き続き推進		(課題) ・各種団体や協議会等の負担金・分担金が適切に支出されているか判断するため、平成21年度予算編成においては、決算書・予算書の作成している団体においては、決算書・予算書の添付を考えています。 (平成20年度実施予定) ・平成21年度予算編成においては、協議会等において作成する決算書・予算書等の添付を求める。
33	2	26	28	補助金 の見直し	企画財政部 財政課	団体運営補助金や市単独助成補助金は、いったん白紙に戻し、制度内容については見直しを行います。また、新規の補助金については公募制を採用するなど、公平で透明な交付に努めます。	公募制の導入など公平で透明な補助金の交付に努めるとともに、経常収支比率の抑制に結び付けたい。	実施 (見直し)	実施 (見直し)	実施 (見直し)	実施 (見直し)	実施 (見直し)	(平成17年度) ・平成17年5月の補助金等審議会答申を受け、新しい補助金制度について検討し、市としての補助金等適正化システムを確立し、内容の見直しを行った。 (平成18年度) ・流山市民活動団体公益事業補助金の申請があった10件について、補助金等審議会に諮問し、答申を得る。平成19年度予算要求に当たっての担当課の見解、補助金の改革すべき点を補助金等調査表・補助金等適正化実行プランにより、123件の補助金を調査し、平成19年度予算に係る補助金等(新規15件・増額36件)を補助金等審議会に諮問し、答申を得る	75%	引き続き推進		(課題) ・補助金等調査表・補助金等適正化実行プランの検証年度になっており、補助金支出の主管課のヒアリングを行い、継続するか廃止するかを検討する必要がある。 (平成20年度実施予定) ・補助金等調査表・補助金等適正化実行プランの検証年度になっていることから、既存補助金の見直しはもとより、新たに創設する補助金についても、補助金等審議会の審議に付し、補助金の適正化に努める。
34	2	27	29	各種基金 の見直し	企画財政部 財政課 企画財政部 財政課、関係各課	各種基金について経費の節減を図るために、現在の実情に応じてその必要性を全庁的に再検討し、必要な見直しを行います。	各種基金の目的を現在の実情に応じて見直しにより、基金をより有効に活用することができる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・「流山市民病院等保健医療施設整備基金」、「流山市社会福祉基金」及び「流山市地域福祉基金」の3基金については、基金の目的、内容及び実情を総合的に見直し、平成18年3月に「流山市健康福祉基金」に統合した。 (平成18年度) ・基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を行う。 (平成19年度) ・基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を行う。	75%	引き続き推進	担当課の追加	(課題) (平成20年度実施予定) ・基金の適正な運用に留意し、各種基金の効率的な運用を行う。
35	2	28	0	土地取得 特別会計	企画財政部 財政課	特別会計の役割が終了する時点で廃止するよう検討します。	適正な会計管理が執行できる。	検討 実施	検討 実施				(平成17年度) ・首都圏新都市鉄道用地取得事業に係る地方債の償還金が平成17年度で終了したことに伴い、特別会計の廃止を検討したが、新たな案件が発生したため、特別会計を継続することとした。 (平成18年度) ・継続理由の案件が無くなったことから、平成18年度で特別会計を廃止した。(12月議会で可決)	75%	廃止		

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
36	2	28	30	西平井・鱈ヶ崎土地 区画整理事業特別会計	都市整備部 西・鱈事務所	適切な事業費算出に基づき、一般会計繰入金及び地方債のあるべき財源配分に留意します。	事業の早期終了を目指すため事業費を増額し執行することができる。	検討 実施	検討 実施	検討 実施	実施	実施	(平成17年度) ・事業収入の中心である保留地処分金の安定収入を目指し、平成17年度後期より販売予定の保留地について共同分譲方式導入の検討を行った。 ・今回の共同分譲方式では、売れ残りが出た場合のハウスメーカーによる買取が確約されたこと等により、平成18年度保留地販売の一部についてグリーンチェーン戦略を取り入れた試行的な共同分譲方式を採用し販売することになった。 (平成18年度) ・保留地販売を共同分譲方式で販売開始。年度末までに、13棟中10棟を売却。 ・今後作成する事業計画(実施計画)変更に係わる資金計画の保留地処分金額について検討することができた。 ・事業の期間延伸に伴う資金計画の作成において、保留地の実勢価格を考慮し作成することができた。 (平成19年度) ・事業計画(実施計画)変更及び年度別資金計画を変更する。なお、変更にあたっては、過年度分は実績に基づき変更し、現年度以降分については、事業執行計画に基づき変更するものである。 現在実施計画変更素案(期間の延長等)を、国に提出している。 ・共同分譲方式の保留地を完売した。ならびに、平成19年度末までに、共同分譲方式の保留地を含む20箇所の保留地を処分した。 ・1街区近隣商業地域の土地利用について、地権者の換地や保留地を一体的に活用することで、土地の処分価格の上昇や商業地としてのスケールメリットが得られるなどの有効的な土地利用が図れることから、「西平井土地有効活用協議会」を設置し、より良い土地利用の方策等を地権者全員で協議をした。 現在は、優先出店事業者を決定し、交渉を進めているところである。 以上、適正な保留地処分金収入等を得つつ財源配分に留意していく。	75%	引き続き 推進		(課題) ・今後事業の更なる推進に伴い、事業費の増加が見込まれる。 ・財源については、保留地処分金を始め、国庫補助金や市債等を活用しながら進めていくものであるが、短期間で施行するためには今後市からの相当な繰出金が必要であり、事業費の削減を目指し換地計画の見直し等を実施するものの、当分は繰出金の増加傾向にある。 (平成20年度実施予定) ・今後の事業計画変更にあたっては、事業費の削減を図るものとする。(新たな国庫補助金の導入、鱈ヶ崎地区の経済的な土地利用計画等の変更、中断移転者の早期復帰等を図る。) ・1街区近隣商業地域内の保留地について、早期に処分できるように「西平井土地有効活用協議会」と協力して推進を図るものとする。また、当地区の骨格となっている都市計画道路の整備を早期に完成させるものとし、協力の得られていない地権者の説得に努めるものとする。
37	2	28	30	国民健康保険特別会計	市民生活部 国保年金課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・収納率向上の体制強化を図るため納付相談や滞納整理を収納指導員中心に実践したが差押に関しては環境整備の段階に留まった。また、医療費抑制に結びつく生活習慣病の発症予防として食生活分析診断による栄養指導を行った。 (平成18年度) ・収納率向上を目指し滞納者には弁明書の提出を求め実情の把握を行い納付相談を積極的に実施した。また、医療費削減対策としては「健康を支える栄養学」をとおして生活習慣病の予防に努めた。 (平成19年度) ・収納対策としては滞納者の状況に応じ短期保険証や資格証明証を発行、悪質な滞納者に対しては滞納処分を実施し、保険料の確保に努めた。また、医療費抑制として国保ヘルスアップ事業を開始し、被保険者の生活習慣の改善に努めた。	75%	引き続き 推進		(課題) ・収納率向上に関しては滞納分析を作成して具体的な年度の方針(目標)を設定し、より効果的で効率の良い滞納整理を行っていく必要がある。また、催告後の反応をデータとして集計し、その後の処遇に活用していくなどの工夫をしていく必要がある。医療費削減対策としては「健康を支える栄養学」をとおして生活習慣病の予防に努めるほか、平成19年度から、一人ひとりにあった運動プログラムを提供し、メタボリックシンドロームを予防する国保ヘルスアップ事業を開始した。 (平成20年度実施予定) ・平成20年度からは各保険者に義務づけられた特定健診・特定保健指導を実施する。この特定健診・特定保健指導は被保険者が健診結果から自らの健康状態を自覚し、生活習慣を改善するため指導を実施する。
38	2	28	30	介護保険特別会計	健康福祉部 介護支援課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。	検討 実施	実施	実施	実施	実施	(平成17・18年度) 第3期介護保険事業計画(平成18年度～平成20年度)に基づく実施 ・保険料の見直し 低所得者層負担軽減のための保険料所得段階を6段階から7段階への設定(100%) ・地域支援事業の実施 通所型介護予防事業(運動・栄養・口腔の向上)等の実施、地域包括支援センター(4箇所)の開設(100%) ・施設給付の見直し 施設等における居住費、食費を介護保険法に基づき自己負担の実施(100%) ・予防給付の推進 要支援者の生活機能を改善するため、事業者へサービス提供依頼(90%) (平成19年度) 次のことを実施した。 ・保険料の見直し 納付者の負担軽減を図るため、普通徴収の納期を8期から10期に改正(100%) ・平成20年度保険料額が平成17年度の税制改正により大幅上昇者に対する緩和措置の実施に向けた検討 ・地域支援事業、施設給付及び予防給付を平成18年度に引続き実施	75%	引き続き 推進		(課題) ・第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)の策定年度であるため、保険料の見直しをはじめ、各種サービスの仕組みの見直し等、市民の実態や国の動向を見極め、保険者として公平かつ公正なサービス提供及び受益者負担のもとに介護保険事業運営をする必要がある。 (平成20年度実施予定) ・保険料の見直しをはじめ、各種サービスのしくみの見直し等を行う。 ・公平かつ安定した事業運営に当たり、保険料の収納率向上を図るとともに、一般会計からの法定分以外繰入れは、地域支援事業費を除き、行わないよう努める。

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)	
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容		
39	2	28	30	老人保健医療特別会計	健康福祉部 高齢者生きがい推進課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。		検討実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・国保、社保分レセプトの縦覧点検を平成17年度7,330件、同18年度8,031件、同19年度6,599件実施。 ・保健師による重複受診者、頻回受診者に対する訪問指導を平成17年度70件、電話相談を26件、同18年度83件、22件、同19年度85件、17件実施。 ・資格点検による負担割合等の是正処理を平成17年度1,527件、同18年度1,530件、同19年度1,086件実施。 ・老人医療費の適正化を図るため、老人医療費の状況を広報に掲載し、健康づくりのリーフレット等の窓口配付を行い、健康の保持増進を呼びかけた。	75%	引き続き推進		(課題) ・老人保健制度については、「高齢者の医療の確保に関する法律」が平成20年4月から施行され、広域連合が運営主体となる後期高齢者医療制度が創設されることから、老人保健医療特別会計は平成20年度で実質的に終了となるため、改革項目を見直す必要がある。 (平成20年度実施予定) ・平成20年度老人保健医療特別会計においては、平成20年3月診療分と月遅れ請求分について、引き続きレセプトの点検、保健師による訪問指導、資格点検など医療費の適正化事業を実施する。
40		新規	30	後期高齢者医療特別会計	健康福祉部 高齢者生きがい推進課	法定分以外の一般会計からの繰入れはしません。	公平な受益者負担の観点から制度の運営が図れる。					実施	実施			新規	(課題) ・平成20年度から始まった後期高齢者医療制度の運営主体となる広域連合と連携し、保険料の納付など制度全般の理解と医療費の適正化を図るため、広報紙への掲載や説明会の開催などを実施するとともに、被保険者に対する健康保持、増進事業を開始する。 (平成20年度実施予定) ・平成20年度から75歳以上の高齢者の新たな保険者となった千葉県後期高齢者医療広域連合の委託事業である健康診査事業を市の保健事業と合わせて行ない、被保険者の健康の保持増進を図る。	
41	2	28	30	公共下水道特別会計	土木部 下水道業務課	下水道事業運営審議会の場で、定期的に下水道事業経営について財政状況等に基づく検証を行い、健全かつ円滑な事業執行を図ります。	下水道事業運営審議会の場で、下水道事業経営について財政状況等に基づく検証を行うことにより、今後の下水道事業の円滑な執行が見込める。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・下水道事業運営審議会を1回開催。「下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく負担区及び単位負担金額の設定を諮問し、原案どおり承認する答申を受けた。 (平成18年度) ・諮問事項がないことから、下水道事業運営審議会を開催していない。 (平成19年度) ・下水道事業運営審議会を2回開催。「下水道事業受益者負担に関する条例」に基づく負担区及び単位負担金額の設定を諮問し、原案どおり承認する答申を受けた。	75%	引き続き推進		(課題) ・下水道事業運営審議会の場で、定期的に下水道事業経営について財政状況等に基づく検証を行うことについては、平成17年10月1日から実施した下水道使用料改定(平均9.3%引き上げ)の成果を見極める上で、平成16年度当時の答申で示された、平成18年度から3か年程度の決算が必要である。 ・したがって、この平成20年度決算が出揃うまでは、十分な検証を行うことが困難である。 (平成20年度実施予定) ・下水道事業運営審議会を開催し、平成19年度の決算状況を報告する予定である。	
42	2	29	31	水道事業会計	水道局 庶務課	水道事業経営の効率化を更に推進するため、現行の浄水場運転委託から、浄水場の維持管理まで委託に切り替え、その後も、浄水場部門以外の工務課や業務課の業務の一部を含めた事業の包括委託を推進します。	(浄水場運転管理等業務委託) 運転のみの委託から、施設管理、薬品調達、小規模修繕を含む委託契約となり、施設の効率的な運用が図れている。	検討実施	実施	実施	実施	実施 (拡充)	(浄水場運転管理等業務委託) (平成17年度) ・スケジュールのとおり、包括的民間委託を発注した(平成18年度～20年度の3か年)。 (平成18年度) ・浄水場の包括的民間委託を実施し、施設の効率的な運用を図った。 (平成19年度) ・引き続き浄水場の包括的民間委託を実施し、施設の効率的な運用を図った。	75%	引き続き推進		(課題) ・浄水場運転管理等業務の包括的委託については、更に効率的な運用を推進するため、委託可能な項目を追加するなど、改善を図る必要がある。 (平成20年度実施予定) ・浄水場運転管理の委託契約期間が平成20年度に終了するため、平成20年度に新たに債務負担行為を設定し、プロポーザル方式により入札を行う。	
43	2	30	32	土地開発公社	総務部管財課	関係法令に沿って適切に事業を推進するとともに、各種経費の削減に努めます。	市の外郭団体として適正な運営が図れる。	検討実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・公有地 16,803.18㎡を1,830,146,157円で土地開発公社から取得 (平成18年度) ・公有地 2,210.09㎡を382,939,909円で土地開発公社から取得 (平成19年度) ・取得実績なし	75%	引き続き推進		(課題) ・先行取得事業として用地取得や建物補償等、事業の円滑を図るため、土地開発公社へ委託する。 (平成20年度実施予定) 平成20年度は、2か所の道路用地について委託する。	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
44	2	31	0	流山・相馬ふるさと振興公社	市民生活部コミュニティ課	相馬ユートピアについて、利用度、満足度、採算性など総合的な見地から経営診断を行い施設のあり方について検討し、見直します。	市の外郭団体として適正な運営が図れる。	検討	検討	検討実施			(平成17年度) ・経営診断結果の報告・分析がなされ平成19年3月までに経営の廃止も視野に入れ慎重に検討した。 (平成18年度) ・平成17年度の経営診断の結果を踏まえ、相馬市との協議を行い施設廃止も視野に入れ検討してきたが、事務処理、財産処分に要する期間や議会等関係機関との調整を考慮し、施設の廃止・存続の決定には至らなかった。 (平成19年度) ・平成17年度に実施した経営診断の結果や相馬市との協議等総合的に判断し、相馬ユートピアの廃止と併せて解散。	100%	達成		
45	3	(32) 33	33	行政評価システムを活用した全事務事業の見直し	企画財政部行政改革推進課	効率的な行財政運営を推進するため、PLAN(計画)、DO(執行)、SEE(評価)のマネジメントサイクルによる行政評価システムを活用し、毎年、全ての事務事業の見直しを行い、行財政改革実施本部で進捗状況の管理を行います。なお、評価結果は、市民に公開します。	事務事業は施策を達成させるための手段と考える行政評価システムの発想を定着させることにより、財政事情やまちづくりの進捗を視野に入れ、本市の実情に即した事務事業が選択できる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・全ての事務事業(約730事業)について見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより134事業について改革を実践した。(削減額:約2億5千万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。 (平成18年度) ・全ての事務事業の見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより92事業について改革を実践した。(削減額:約3億8百万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。 (平成19年度) ・全ての事務事業の見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し、事務処理の改善・工夫などにより 事業について改革を実践した。(削減額:約 億 万円) ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選した。	75%	引き続き推進	(課題) ・行政評価システムを活用した全事務事業の見直しについては、評価に係る事務量の軽減を進めるとともに、事務事業の廃止の検討といった点に留意し、引き続き、推進していく。 (平成20年度実施予定) ・全ての事務事業(約730事業)について見直しを行い、競争入札の導入、設計の見直しや仕様の見直し等、改革を実践する。 ・優先度評価会議を開催し、結果を実施計画や予算に反映させ、事業を厳選する。	
46	3	34	34	入札等契約制度の改善	総務部管財課	入札監視委員会により、公平・公正な入札執行に努めます。また、入札情報をホームページに掲載し透明性を確保します。	入札監視委員会の設置及び入札情報のホームページ掲載により、入札・契約事務のより一層の透明性・競争性の確保が可能となる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・学識経験者3名で構成する入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。また、審議の結果を踏まえて、一般競争入札の拡大等について市長に建議した。 (平成18年度) ・入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。一般競争入札の対象を設計金額5000万円以上から3000万円以上とし、対象範囲を拡大した。 (平成19年度) ・入札監視委員会を開催し、市発注工事の入札手続について審議した(2回)。一般競争入札の対象を設計金額3000万円以上から1000万円以上とし、対象範囲をさらに拡大した。また、入札結果閲覧簿に応札率や応札分布図を追加し、入札情報の充実を図った。	75%	引き続き推進	(課題) ・入札・契約事務の一層の透明性・競争性の向上を目指して、平成20年度から一般競争入札の対象を拡大し、設計金額が130万円を超える建設工事とする。 ・価格のみではなく、過去の工事実績や地域貢献度なども合わせて評価し、落札者を決定する総合評価方式一般競争入札の平成20年度中の試行に向けて、実施要領等を整備する必要がある。 (平成20年度実施予定) ・入札・契約事務の一層の透明性・競争性の向上を図るため、更に一般競争入札の対象を設計金額が130万円を超える建設工事まで拡大した。 ・総合評価方式一般競争入札(市町村簡易型)の試行を年度内に数件予定。	
47	3	35	36	電子入札制度(注12)の導入	総務部管財課	入札契約事務の効率化と適正化を図るため、電子入札制度を導入します。	入札事務手続きの電子化を図ることで、民間事業者がインターネット網を活用して入札業務に参加する機会の拡大が図られる。これにより、競争性の促進、事務の効率化及び入札業務の透明性・公平性の確保が可能となる。	検討	検討実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・千葉県電子自治体共同運営協議会の電子入札ワーキンググループに参加し、電子調達システムの導入に向けて、規約策定、システムのカスタマイズ等について協議した。 (平成18年度) ・電子調達システム(電子申請システム)を使用して、平成19・20年度の競争入札参加資格申請を受け付けた。(3,619件) また、市内建設工事業者を対象に電子入札操作研修会を開催するとともに、仮想案件で土木一式工事の模擬入札を実施した。 (平成19年度) ・建設工事部門で電子入札を導入し、工事案件については原則電子入札に移行した。 平成20年度から測量、コンサルタント部門に電子入札を拡大するため、市内の測量、コンサルタント業者を対象に電子入札操作研修会を開催した。	75%	引き続き推進	(課題) ・現在、建設工事部門で実施している電子入札を平成20年度から測量・コンサルタント部門にも導入する。 ・平成21年度には、物品、委託部門についても電子入札を導入し、全ての入札を電子化する予定であるが、物品、委託業者には零細業者が多く含まれていることから、十分な事前説明を行う必要がある。 (平成20年度実施予定) ・電子入札を測量・コンサルタント部門の一部に導入する。年度内に全部を対象として拡大する予定。 ・物品、委託部門の電子入札について検討を行い、平成21年度導入に向けて、関係業者への事前説明会を実施する。	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
48	3	36	36	アウトソーシングの推進	企画財政部 行政改革推進課	アウトソーシングについては、経費の削減だけでなく、市民参画の観点を取り入れた、アウトソーシング計画に基づき、積極的に推進します。	職員数が減少していく中で、アウトソーシングを進めることにより、公共サービスの維持向上、市民との協働、更にはスリムな組織の実現など、効率的・効果的な公共サービスの提供が可能となる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・アウトソーシング計画の第1次計画を策定した。 (平成18年度) ・平成19年度から実施を予定している行政提案事業(13事業)を決定し公表した。また、市民による業務参加の提案募集(広報誌3月15日号)を実施した。 (平成19年度) ・行政提案による事業者等の募集を行い、12事業について委託を実施した。また、市民提案には23件の提案を受け行政改革実施本部で6事業(7件)を採択し、平成20年度の実施に向けて準備中。更に、第2次アウトソーシング計画を平成20年3月に策定した。	75%	引き続き推進	(課題) ・アウトソーシングについては、定員適正化計画を推進するにあたり重要な手段であると考えている。平成20年度についても市民との協働の観点から今年度と同様に行政提案、市民提案を実施することとする。 (平成20年度実施予定) ・費用対効果と、市民参加の観点から、アウトソーシングの導入を推進する(定員適正化計画・アウトソーシング計画により実践)。 ・窓口部門などのアウトソーシングを推進するために「アウトソーシング可能性検討業務」を新たに実施し、そこで業務分析等を行いアウトソーシングが可能な業務を抽出する。	
49	3	37	37	市有財産の有効活用	総務部管財課	市有財産について、将来にわたる活用の可能性も含め検討し、売却・賃貸・転用するなど有効活用を促進します。	市有地の売却及び賃貸を進めることで、維持管理経費の削減及び一般財源の確保が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・土地貸付収入 37件 11,372.07㎡ 27,385,322円 ・土地売却収入 15件 1,674.98㎡ 198,777,364円 (平成18年度) ・土地貸付収入 36件 1,279.66㎡ 27,532,545円 ・土地売却収入 21件 4,663.2㎡ 804,935,102円 (平成19年度) ・土地貸付収入 44件 16,463.06㎡ 27,155,726円 ・土地売却収入 9件 924.09㎡ 55,573,973円	75%	引き続き推進	(課題) ・道路残地等狭隘な土地については、隣接の土地所有者等に払下げを行う。また公共事業等の需用も減少してきていることから、宅地として利用可能な代替地は、一般競争入札等により払下げを行う。 (平成20年度実施予定) 土地貸付 26件 8,722.47㎡ 土地売却 3件 885.46㎡の一般競争入札を実施	
50	3	38	38	公共施設等の有効活用	企画財政部 企画政策課	全ての公共施設について、利用促進及び有効活用を図るため、多角的な検討を行い、管理運営方法等の見直しを行ないます。	公共施設の管理運営方法として指定管理者制度を導入することで、人件費を含めた維持管理経費の削減が可能となる。また、小山小学校・十太夫福祉会館についてPFIを導入したことで、建設費及び維持管理経費の削減が図られる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) 17施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。 「小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査」を実施。 (平成18年度) 平成18年4月、17区分19施設に指定管理者制度を導入。PFI導入に向け、アドバイザー契約、事業者選定を実施。 (平成19年度) 平成20年4月より、新たに3施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。	75%	引き続き推進	(課題) ・PFI事業者に対して専門家によるモニタリングを実施しながら指導監督を行い工事を進めていく必要がある。 (平成20年度実施予定) ・今年度工事を実施しているので引き続きモニタリングをしながら指導監督を行い工事を進めていく。	
51	3	39	39	公共施設における指定管理者制度の導入	企画財政部 企画政策課	公共施設における指定管理者制度について、効率性やコストの分析を踏まえ、利用する市民の視点から検討し、導入します。	公共施設の管理運営方法として指定管理者制度を導入することで、人件費を含めた維持管理経費の削減が図られる。また、制度導入後の状況を検証していくことで、利用者の視点に立った施設運営が可能となる。	検討実施(調査)	実施(導入)	実施(充実)	実施(充実)	実施(充実)	(平成17年度) 17施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。 「小山小学校校舎等の建設に関するPFI導入可能性調査」を実施。 (平成18年度) 平成18年4月、17区分19施設に指定管理者制度を導入。 (平成19年度) 平成20年4月より、新たに3施設について指定管理者制度を導入することについて準備を行う。	75%	引き続き推進	(課題) ・定期的に施設利用者の声を反映させるモニタリング制度を導入し、これに基づいた適正な指定管理者への指導・監督を実施し、一層のサービス向上に反映させる必要がある。モニタリングにある統一アンケートを実施してサービス向上に努める。平成20年度に北部・東部公民館を改修し、21年度から指定管理者の導入を図る。 (平成20年度実施予定) ・平成20年度からモニタリング制度が導入されることから関係部局で検証し、指定管理者選定委員会に報告する。	
52	3	40	0	相馬ユートピアの管理運営の見直し	市民生活部 コミュニティ課	相馬ユートピアについて、利用率、満足度、採算性など総合的な見地から経営診断を行い施設のあり方について検討し、見直します。(再掲)	市民の福利厚生施設としての役割が薄れつつあり、維持管理経費も増高傾向にあることから、施設のあり方を見直すことで、経費の節減が図られ、真に必要な新たな事業の整備が可能となる。	検討実施	検討実施	検討実施			(平成17年度) ・経営診断結果の報告・分析がなされ平成19年3月までに経営の廃止も視野に入れ慎重に検討した。 (平成18年度) ・平成17年度の経営診断の結果を踏まえ、指定管理者制度を導入し指定管理者指定期間を1年間とした。 (平成19年度) ・平成17年度に実施した経営診断の結果や相馬市との協議、本市の財政状況等総合的に判断し、第4回定例会市議会(12月議会)で「流山市民ふれあいセンター相馬ユートピアの設置及び管理に関する条例を廃止する条例」が議決され、本施設は平成19年3月31日をもって廃止。	100%	達成		
53	3	41	40	市立幼稚園の見直し	学校教育部 学校教育課	市立幼稚園協議会の答申を踏まえ、市立幼稚園の見直しを行います。		検討	検討	実施	実施	実施	(平成17年度) ・幼稚園協議会からの答申を受け教育委員会議、議会等への市立幼稚園の今後の方向性について説明を行う。 ・幼児教育基本計画策定等のため先進地視察を実施。 (平成18年度) ・小山小学校校舎建設等PFI事業実施方針に「幼児教育研究室」設置が位置付けられる。 ・幼児教育基本計画策定等のため情報収集に努めた。 ・東幼稚園を廃園 (平成19年度) ・幼児教育基本計画策定等のため幼保小関連教育研究の一環として、各分野(小学校、公私立幼稚園、保育所、保育園)との意見交換を実施。	75%	引き続き推進	(課題) ・市立幼稚園の見直しについては、国、県の施策の動向、社会状況の変化などを考慮して進めていく必要がある。 (平成20年度実施予定) ・幼児教育基本計画の中心となる幼保小連携交流教育を推進する。 ・幼児教育研究室(新小山小学校内設置予定)設置準備をすすめる。	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
54	4	42	41	人材育成と職員の意識改革	総務部人事課	新たに発生する行政課題や直面する諸課題に積極的に取り組み解決していく姿勢と能力を持つ人材の確保・育成・活用に努めます。	人材育成と職員の意識改革を進めることで、市民に役立つ職員が増加し、公共サービスの向上に寄与する。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・市町村アカデミーの修了レポートをグループウェアで発表した。 ・採用試験に際し1次試験は共通試験を採用し、2時面接試験は民間人を含めた採用委員会の設置により公平性・透明性のある採用試験を実施した。 ・人材育成については、経歴管理の有効活用とジョブローテーションにより若手職員の能力向上を図るよう人事異動に配慮した。 ・自治大学の派遣職員は内部研修講師として研修成果等の発表の場を提供した。 ・自己申告制度の充実及び希望降格制度を活用した。	75%	引き続き推進		(課題) ・職場研修(OJT)の推進、充実。 ・各課に対し、研修時期、内容、成果等を報告させ、グループウェア上で公表するシステムを構築する。また、共通事項として、挨拶の励行、朝ミーティングの実施を推進する。 (平成20年度実施予定) ・採用試験(1次)の実施を早めるとともに、2次試験に集団討論を新たに加えることにより、やる気のある人、コミュニケーション能力の高い人、精神的にタフな人材の登用を図る。
55	4	43	42	職員研修制度の充実	総務部人事課	自主研究、職場研修、職場外研修の3つの柱を基本として、体系的で効果的な研修を行なうため、研修計画を策定します。	職員研修制度を充実させることにより、直面する行政課題や諸課題に的確に対応することが可能となる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) (1)自主研修 H19:32件、H18:41件、H17:26件 (2)職場研修 各所属で随時実施 (3)職場外研修 ・派遣研修 千葉県自治専門校16名ほかH19:28名、H18:29名、H17:32名 ・委託研修 9課程 H19:357名、H18:514名、H17:368名	75%	引き続き推進		(課題) ・自主研修は平成20年度以降においても一般職の約10%の60名を目標とする。 ・職場研修(OJT)の推進。 ・研修カリキュラムの増強を図る。 (平成20年度実施予定) ・行政課題研究事業を新設し、各部の行政課題を先進市視察しその情報をグループウェアで配信し共有化する。
56	4	44	43	研修成果等発表の場の提供	総務部人事課	研修や自主研究で得られた成果について、発表の場を設けることにより、職員の自己啓発に対する意欲を高めるとともに、その成果を庁内に普及させます。	研修成果を発表する機会を提供することで、職員個人の成長を促すことにより、職場内の意識改革が図られる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・市町村アカデミーのレポートをグループウェアで発表した。 ・自治大学派遣研修の成果について庁議で発表し、評価を得た。	75%	引き続き推進		(課題) ・市町村アカデミーと自治大学校修了者については引き続き継続実施するとともに、新たな研修成果等の発表の場を提供する。 (平成20年度実施予定) ・行政課題研究事業を新設し、各部の行政課題を先進市視察しその情報をグループウェアで配信し共有化する。
57	4	45	44	人事評価の実施	総務部人事課	業績や能力を適切に評価し、人事や給与に反映させる人事評価システムを導入します。	業績や能力に基づいた人事評価制度を取り入れ、人事や給与に反映させることで、職員個々の積極性や組織の活性化が可能となる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成18年度) ・人事評価制度本格実施(課長相当職以上対象) 評価者研修の実施(部課長相当職)H19:75名 H18:79名 評価表の集計 成績率への反映について:H19年度12月勤勉手当に反映した。(課長相当職以上) (特に優秀:部長級1名、次長課長級2名 良好でない(懲戒処分)0名)	75%	引き続き推進		(課題) ・人事評価制度の課長補佐級の実施については、職員団体との交渉事項となっているため、労使協議を進める。 (平成20年度実施予定) 人事評価者研修を実施し、評価結果の平準化を図る。課長補佐以下の人事評価実施については労使協議を進める。
58	4	46	45	管理職昇任制度の導入	総務部人事課	公平・公正な管理職昇任制度について検討し、導入します。	公平・公正かつ能力に基づいた昇進制度を取り入れることで、職員個々の積極性や組織の活性化が可能となる。	検討	検討	実施	実施	実施	(平成18年度) ・先進市視察 (平成19年度) ・課長昇任研修として、1日間の管理職研修を実施後論文記述式の評価を実施。その後、面接評価を実施し、勤務実績等をあわせ、課長職昇任の判断材料とした。	75%	引き続き推進		(課題) ・管理職昇任制度の課長補佐級の実施については、職員団体との交渉事項となっているため、労使協議を進める。 (平成20年度実施予定) 引き続き課長昇任研修を19年度と同じ方式で実施する。
59	4	新規	46	スペシャリスト職員の育成と複線型人事制度(注13)の導入	総務部人事課	高度な専門知識と経験を必要とする業務に対応できるスペシャリストを養成するため、昇進管理やスペシャリストポストの確保など、複線型人事制度について検討し導入します。	高度化・多様化する行政課題に的確に対応するとともに、職員の適正や能力に対応した人材の有効活用が期待できる。					検討	検討 実施			新規	(課題) ・複線型人事制度の導入については、近隣市等の状況を踏まえ検討する。 (平成20年度実施予定) ・実施市の状況を踏まえ、実施に向けて検討する。
60	4	47	47	希望降格制度の導入	総務部人事課	職責を果たすことが身体的、精神的に苦痛を感じる職員や家庭の事情等により、その職責を果たすことが困難であると感ずる職員が降格を申し出る制度について検討し、導入します。	職員の実情を考慮した職場環境に結びつく。	検討 実施 (導入)	実施	実施	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・希望降格制度の導入 (平成18年度) ・希望降格制度の実施 平成17年度において1名希望降格あり。平成18、19年度該当なし。	75%	引き続き推進		(課題) ・希望降格制度を積極的にPRすることにより、職員間の偏見をなくし、有効活用を推進する。 (平成20年度実施予定) 希望降格制度を積極的にPRし、有効活用を推進する。

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
61	4	48	48	勤務体制の見直し	総務部人事課	市民サービス向上の観点から、窓口時間の延長、開館日の拡大に対応するため、勤務時間や勤務体制を見直します。	施設の目的に即した利用時間や開館日の拡充が可能となり、市民にとっての利用しやすさというサービスの向上に寄与する。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) ・図書館、保育所、おおたかの森出張所については、勤務時間の割り振り変更により対応することとした。 図書館(森の図書館含む) 8:50~17:20 11:50~20:20 保育所 7:00~15:30 8:30~17:00 10:30~19:00 おおたかの森出張所 8:30~17:00 10:30~19:00	75%	引き続き推進		(課題) ・今後とも勤務時間の割り振り変更により勤務体制の見直しに対応していく。 (平成20年度実施予定) ・今後とも事例が発生した場合は勤務時間の割り振り変更により勤務体制の見直しに対応していく。
62	4	49	49	各種手当の見直し	総務部人事課	各種手当(特殊勤務手当、住居手当、調整手当)、旅費日当について適正化を図るため、見直しを更に進めます。	各種手当にて係る経費が削減され、経常収支比率の改善及び公共サービスのための経費確保が図られる。	検討実施	検討実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・平成18年度から住居手当、特殊勤務手当、調整手当について削減することとした。 (平成18年度) ・旅費日当については日帰り日当の廃止について12月議会上に上程し、平成19年4月1日施行で廃止とした。 ・特殊勤務手当については2種類を平成19年4月1日から廃止し、21種類を19種類に削減した。	75%	引き続き推進		(課題) ・特殊勤務手当については引き続き国県及び近隣市の動向を勘案し、検討する。 (平成20年度実施予定) ・特殊勤務手当については引き続き国県及び近隣市の動向を勘案し、検討する。
63	4	50	0	高齢層職員の昇給停止	総務部人事課	昇給停止年齢について、国、県や近隣市等の状況、社会経済情勢等に配慮し、見直しを進めます。	人件費の削減となり、公共サービスの拡充のための経費の確保及び経常収支比率の改善が可能となる。	検討	検討実施	実施			(平成19年度) ・平成19年4月1日付けで施行した給与制度改革の中で、55歳昇給抑制を実施した。	100%	達成		
64	4	51	0	退職時昇給制度の見直し	総務部人事課	制度の趣旨が有効に機能するよう見直しを行ないます。	人件費の削減となり、公共サービスの拡充のための経費の確保及び経常収支比率の改善が可能となる。	検討	検討実施	実施(廃止)			(平成19年度) ・平成19年4月1日付けで施行した給与制度改革に合わせて、退職時特別昇給制度を廃止した。	100%	達成		
65	4	52	50	職員福利厚生事業の見直し	総務部人事課	各種福利厚生事業について、経費の節減を図るとともに、時勢にあったものとするため、見直しを更に進めます。	時勢にあわない福利厚生事業の見直しを図ることで、経費の削減が図られるほか、真に必要な新たな事業の整備が可能となる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) ・職員互助会事業補助金の休止や全国都市職員災害共済全職加入を廃止や臨時職員の健康診断の一部実施(雇用保険加入者)。 (平成18年度) ・職員の定期健康診断委託料の削減及び検査項目にメタボリックシンドロームを加え充実を図った。メンタルヘルス対策の一環として、心身の状況を知るための「心の健康チェック」を産業医及び専門医の助言・指導を受け実施した。職員の元気回復を図るため、職員互助会補助金を再開した。 (平成19年度)メンタルヘルス対策として、「心の健康チェック」を産業医の助言・指導を受け実施し、部門別・男女別・年齢別に分析結果を出し、その結果を基に管理職員のメンタルヘルス研修会を実施。	75%	引き続き推進		(課題) ・本市の福利厚生制度は、地方公務員法第42条にある職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について、使用者の責任において計画的に実施する。制度の趣旨に沿い職員福利厚生事業の内容を精査し実施していく。 (平成20年度実施予定) 互助会については引き続き職員の会費、互助会の自主財源、市補助金(公費負担率43.9%、一人当たりの公費負担額は県平均の6割)で運営していく。
66	4	53	51	職員数の抑制	企画財政部行政改革推進課	定員適正化計画に基づき職員数の抑制に努め、職員総数を平成22年4月1日までに140人の削減を図ります。	定員適正化計画とアウトソーシング計画を歩調をあわせて推進することにより、スリムな組織で効率のよい行財政運営が展開できる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・定員適正化計画は、平成17年度において、次の理由により見直しを行った。 国の要請に基づき計画期間を平成22年4月1日までに変更した。 「安心安全のまちづくり」を推進するために、市民の生命に直接関わる業務である消防職に関しては、一般職などの1割補充とは別枠で、退職者数と同数を補充することとした。これにより、平成22年4月1日までに職員総数を140名削減する。 ・全課を対象としたヒアリングを実施し、平成18年3月に「第1次アウトソーシング計画」を策定した。 (平成18年度) ・アウトソーシング計画と定員適正化計画の整合性を計りながら職員削減を実践した。 H18.4.1職員数 1,073人 H19.4.1職員数 1,064人(+8) (平成19年度) ・平成22年4月1日为目标とした定員適正化計画の職員数について、計画の中間年度であることから再検討を行った結果、「安心安全のまちづくり」や「子育て支援」に係る退職者補充の考え方を見直したことに伴い、計画人員に対しては若干上回っているが、残りの計画期間で修正可能であることから、計画自体の見直しは行わないこととした。	50%	引き続き推進		(課題) ・定員適正化計画及びアウトソーシング計画を両輪として、職員数の抑制に努めているが、定員適正化計画が目標とする平成22年4月1日の職員数を964人とする上では、市民との協働を実践するアウトソーシング計画の更なる推進と、スリムな組織への改編などをトータルで行っていく必要がある。 ・このため、平成20年度では、「各部局長の仕事と目標」の調書に、平成21年度以降アウトソーシングを推進する事務事業の項目を追加し、各部局でのアウトソーシングに関する検討を促進させるとともに、スリムな組織とするために、少人数の課や係等の統廃合を平成21年4月1日の組織改編の中で検討していく。 (平成20年度実施予定) ・限られた職員数でも、市民サービスの維持向上を図れるよう、職員の自覚を促し、常に、事務事業の効率性と、改善を推進する。 ・費用対効果と、市民参加の観点から、アウトソーシングを推進する。

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)	
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容		
67	4	54	52	臨時職員等の活用	総務部人事課	臨時職員等の採用や配置にあたっては、その必要性を十分検討し、効率的な活用に努めます。	正職員と臨時職員の役割を明確にし、その上で効率的な活用を行うことで、職員数の減少に伴うサービス低下を防ぎたい。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・臨時職員の配置要望の精査及び効率的な配置を行っている。合わせて、平成18年8月1日付けで要綱を改正し、臨時職員の配置基準の明確化を図った。更に、平成19年度には新たに嘱託職員制度を設け、同年2月から試行的に運用している。	75%	引き続き推進		(課題) ・臨時職員制度については従来からの運用を継続するとともに、新たに設けられた嘱託職員制度を本格的に導入し、その成果を評価するとともに、行政パートナーとしてその定着化を図る。 (平成20年度実施予定) 20年4月から本格的に20名の嘱託職員を採用し、市民課本庁、出張所、国保年金課窓口、市民税課窓口配置している。	
68	4	新規	53	嘱託職員の活用	総務部人事課	窓口部門を中心に嘱託職員を効率的に配置することで市民との協働及び個人参加型のアウトソーシングを推進します。	正職員と嘱託職員の役割を明確にし、その上で効率的な活用を行うことで、職員数の減少に伴うサービス低下を防ぎたい。				検討実施	実施				新規		(課題) ・市民課出張所の窓口業務については、国保・年金、税関係の処理、質問も受けることから、複雑多岐にわたっており、事前に研修期間を設け対応する。また、嘱託職員制度のあり方について周知徹底を図ることとする。さらに、配置当初は、研修生といったネームプレート等をつけるなど、負担を和らげる対応を考えたい。 (平成20年度実施予定) ・20年4月から本格的に20名の嘱託職員を採用し、市民課本庁、出張所、国保年金課窓口、市民税課窓口配置している。その内、3名が退職するため、7月1日付けで補充採用する。
69	4	55	54	実務経験者の採用	総務部人事課	従来の採用システムに加え民間企業で培った専門知識・技術を有する実務経験者の任期付職員の採用に努めます。	民間企業で培った専門知識や技術の活用により、新たな発想による公共サービスの提供などが可能となる。	検討実施(任用)	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度)(平成18年度)(平成19年度) ・平成17年4月1日付けで専門知識を有する民間人を任期付職員として任用し、現在もその任用を継続し、業務遂行に寄与しているものである。	75%	引き続き推進		(課題) ・任期付採用ポストを精査する。 (平成20年度実施予定) 任期付採用ポストの検討を行う。	
70	5	56	55	総合計画の施策体系に沿った組織の編成	企画財政部行政改革推進課	前期基本計画下期5か年計画で位置付けた重点課題や政策課題への取組みを強化するため、組織の再編を検討し、実施します。	総合計画下期5か年計画の6つの重点プロジェクトに沿った組織を編成することにより、「市民満足度の高い流山市への転換」を図るための行財政運営が円滑に推進できる。	検討実施	実施				(平成17年度) ・「子どもの未来を育むまちづくり」を推進するために「子ども」をキーワードとした組織や、「安全安心のまちづくり」を推進するために「防災」「防犯」を統合した組織、更には、行政評価システムを効率的に展開するための「計画」「予算」を所管する組織のあり方等、先進団体の事例を参考としながら、本市の実態に即した組織編成を研究した。また、定員適正化計画に基づく職員総数の削減に対応していくために先進団体のフラット化の事例を研究した。 (平成18年度) ・『総合計画の施策体系に沿った組織』 【主な改編】 「子どもの未来を育むまちづくり」 子ども家庭部を創設 「安全安心のまちづくり」 市民生活部に安心安全課を創設 『事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織』 【主な改編】 ・企画財政部の創設 ・総務部へ税部門を編入 ・財政部の廃止 (平成19年度) ・平成20年4月1日から、「特定健診・特定保健指導」及び「後期高齢者医療制度」が施行されることに伴い、組織等の庁内体制について検討	75%	引き続き推進	実施時期の変更	(課題) ・「市民満足度の高い流山市への転換」を図るため、総合計画下期5か年計画の6つの重点プロジェクトに対応する組織を編成することで、段階的に総合計画の体系に沿ったスリムな組織機構の構築に努めていく。 (平成20年度実施予定) ・厳しい財源の中で、市民満足度を向上させるためには、総合計画の実現が必須要件であり、組織体系も、現在の国・県に合わせた縦割りの体系から、総合計画の施策体系への移行が必要と考え、可能な部署から実現化を目指す。	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
71	5	57	56	庁内分権の推進	企画財政部行政改革推進課	意思決定の迅速化や責任と権限の一致を図るため部局長に部局内の組織改編や人事権を移すなど庁内の分権化について検討し、推進します。	職員の政策形成能力やマネジメント能力が向上する。 定員適正化計画の職員削減により組織がスリム化していく中でも、効率的で市民サービスの維持向上が図れる行財政運営が展開できる。	検討	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) ・平成17年度中に庁内分権推進プログラムを作成予定であったが、スタッフ制の導入時期や方法、ABCの活用方法等の整理が必要なため、平成18年度に先送りした。 (平成18年度) ・行政評価システムスケジュールの一環として、施策主管部課長が所管する施策の評価をもとに、施策の課題・方向性を明確にした。また、優先度評価を施策主管部課長が中心となって行い、その結果で予算編成における枠配当を行うなど庁内分権を推進していく環境を充実させた。 ・施策評価等により明らかになった施策の課題・方向性を解決するため各部局長が何をすべきか記載した「各部局長の仕事と目標」を平成19年度に作成し公表する旨、平成18年10月24日の行財政改革実施本部において決定した。 (平成19年度) ・各部局長がそれぞれの部局の課題と目標を定め、達成に向けた取り組みをまとめた「各部局長の仕事と目標」を作成し、7月にHP等で公開した。また、課題と目標に対する中間確認を11月に実施しそれぞれ公表した。	50%	引き続き推進		(課題) ・新行財政改革実行プランに重点実施目標として「庁内分権の推進」を規定し、行政評価システムを中心としたマネジメントにより部局に人事・予算・組織に関する権限の一部を委譲することで、部局長をはじめ、管理職の自治体経営に参画する自覚と責任を醸成することが極めて重要である。 (平成20年度実施予定) ・行政評価システムスケジュールの一環として、施策主管部課長が所管する施策の施策評価をもとに、施策の課題・方向性を明確にするとともに、予算編成における枠配当を行い、優先度評価を施策主管部課長が中心となって行っていく環境を充実させ、庁内分権の基礎を固めていく。 ・平成19年度から導入した「各部局長の仕事と目標」等を活用し、行政評価システムと一体となった改革改善を行うことで、各部局内の意思決定の迅速化や責任と権限の一致を図る。	
72	5	58	57	柔軟でスリムな組織体制の整備	企画財政部行政改革推進課	部・課等の大くくり化(注14)やフラット化を導入するなど簡素で効率的な組織体制について検討し、整備します。	定員適正化計画に基き職員総数が減少していく中でも、効率的で市民サービスの維持向上が図れる行財政運営が展開できる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) ・総合計画の6つの重点プロジェクトを推進するための、「子ども」や「安全安心」をキーワードとした先進団体の事例や、定員適正化計画に基づく職員総数の削減に対応していくために先進団体のフラット化の事例を研究した。 (平成18年度) ・『総合計画の施策体系に沿った組織の構築』と『事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織の構築』 きめ細かな市民サービスを提供するため施策の推進を図る窓口・事業実施部門を充実させることとした。 企画・財政・総務の内部管理部門をスリム化することにより効率的な行財政運営を推進するための推進体制の強化を図った。 『総合計画の施策体系に沿った組織』 【主な改編】 「子どもの未来を育むまちづくり」 子ども家庭部を創設 「安心安全のまちづくり」 市民生活部安心安全課の創設 『事務事業を簡素かつ効率的に執行するための組織』 【主な改編】 ・企画財政部の創設 ・総務部へ税部門を編入 ・財政部の廃止 (平成19年度) ・健康保険法の一部改正により「特定健診・特定保健指導」、「後期高齢者医療制度」が施行されるため、総合計画の施策体系に沿った組織の一部改正を予定している。	75%	引き続き推進		(課題) ・効率的な事務執行や職員の労務管理、更には、定員適正化計画の目標である平成22年4月1日の職員数964人を達成する。 (平成20年度実施予定) ・平成21年4月1日の組織改編に向けて、少人数の課や係等の統廃合について検討し、スリムな組織の実現を目指す。
73	5	59	68	部局を超えた横断的な会議の充実・プロジェクトチームの設置	企画財政部行政改革推進課	部局を超えた課題に弾力的かつ迅速に対応するため、横断的な会議を充実させるとともに時限的な専任のプロジェクトチームを設置します。	定員適正化計画に基き職員総数が減少していく中でも、効率的な行財政運営が展開できる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) ・平成17年度中に庁内分権推進プログラムを作成予定であったが、スタッフ制の導入時期や方法、ABCの活用方法等の整理が必要なため、検討段階に留まった。 (平成18年度) ・行政評価スケジュールの一環として施策毎に開催する評価会議において、施策毎に関係部課長による施策評価会議を開催し、課題や方向性を明確にするなど、部局を超えた横断的な協議を行った。 ・健康都市宣言に合わせ、「健康づくりプロジェクト」を推進し、市民の健康づくりの支援体制と医療制度改革の課題に対応するため、健康都市庁内推進会議を設置した。 ・特定健診・特定保健指導及び後期高齢者医療制度改革に係る庁内体制及び関係機関協議を行うため、市民生活部、健康福祉部の関係各課によるプロジェクトを設置した。 (平成19年度) ・市民生活部、健康福祉部の関係各課によるプロジェクトにより特定健診・特定保健指導及び後期高齢者医療制度改革に係る庁内体制及び関係機関協議を行った。	75%	引き続き推進		(課題) ・平成18年度以降、健康づくりの支援体制や特定健診・特定保健指導の実施体制等の検討について、プロジェクトを設置し対応してきているが、神奈川県小田原市や市川市などの先進自治体では、プロジェクト単位での設置要項の作成や運営方法、更には目的達成後の所掌事項の引継ぎなどについて規程で定めている。 ・そこで、平成20年度では、先進事例等を参考としながら、プロジェクトの設置や運営等に関する規程を定め、プロジェクトの位置づけを明確化していく。 (平成20年度実施予定) ・平成20年度以降も、部局を超えた課題に対して弾力的かつ迅速に対応するため、必要に応じてプロジェクトを設置していく。

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)	
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容		
74	5	新規	59	消防の広域化	消防本部 総務課	本市及び近隣市による新たな広域消防機関の構築について検討し、推進します。	消防署の管轄区域等の適正化による現場到着時間の短縮や、本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強等、消防力の強化による住民サービスの向上や、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待できる。									新規		(課題) 平成20年2月千葉県消防広域化推進計画が策定され、本市は松戸市・柏市・野田市・我孫子市からなる5市での組み合わせで、平成24年度までに広域化の実現に向けて進めて行くこととなった。消防署の管轄区域等の適正化については、消防署の配置を見直すということではなく、本部機能統合による余剰人員を消防署に配置することにより、消防署の充実強化を図るものであり、現状からの削減に繋がるものではないことから、庁舎等施設についても計画的に充実を図って行かなければならない。しかしながら、平成20年5月22日に開催された第1回消防の広域化に関する意見交換会において、各市消防本部(局)の広域化に対する考え方や思惑が異なっていたことから、方策の策定を探る以前に組み合わせ5市の意見調整を図って行かなければならない状況に至っている。 (平成20年度実施予定) 県が実施する意見交換会の中で、ブロック5市で意見調整を図り、広域化に向けて進めていく予定である。
75	5	新規	60	(仮称)市税等徴収対策室の設置	企画財政部 行政改革推進課	市税や国保料、介護保険料のほか、市営住宅使用料や保育料等について、自主納付の促進と徴収体制の強化を図るため、市税等の滞納繰越分に係る大口債権等の徴収を一元的に取り扱う(仮称)市税等徴収対策室の設置について検討し設置します。	税の公平性を保つとともに歳入を確保し、財政運営の改善・健全化を図ることができる。									新規		(課題) 市税等については、負担の公平性や自主財源確保のためにも滞納繰越分を含めて徴収率を向上させる必要がある。債権回収業者のノウハウを参考とした、大口、悪質な滞納者の徴収を取り扱う部署の設置が必要である。 (平成20年度実施予定) 先事例を参考に組織編成を検証する。 徴収した市税等の充当先について、優先充当科目や配分に係る基準を設定を行う。
76	5	60	61	審議会の整理統廃合	企画財政部 行政改革推進課	審議会等について設置目的、開催状況を精査し、整理統廃合を行い、審議会機能を充実強化させます。	総合計画の施策単位で審議会を整理統廃合することにより、施策の目的を、より重視した審議が展開できる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) 水防協議会を防災会議に統合し、石けん利用推進対策審議会、交通新線推進対策懇話会を廃止した。 (平成18年度) 役割が終了した審議会等は、条例等を改正し、積極的に統廃合を行うよう行財政改革実施本部長より通知した。具体的には、「流山市中小企業資金融資運営委員会」と「流山市新規大型店入店利子補給金交付審査会」を統合し、「流山市新規大型店入店利子補給金交付審査会」を廃止(平成19年4月1日)した。 (平成19年度) 審議会等の整理統合の観点から見直しを行い、関連する「社会教育委員会議」、「公民館運営審議会」、「流山市図書館協議会」、「流山市博物館協議会」を廃止し、「生涯学習審議会」に改める条例改正を行った。 H17.4 45機関、H19.3 41機関(廃止8、新規・統廃合4)	75%	引き続き推進		(課題) 審議会等についての設置目的、開催状況を精査し、かつ社会情勢等を十分考慮することで、時代に適応した審議会機能を発揮できる体制とする必要がある。現在41機関が組織されているが、今後についても整理統廃合を実施することで、スリムな審議会運営の体制づくりを進める。 (平成20年度実施予定) 統廃合の必要があれば「流山市付属機関に関する条例」等関係条例を改正する。 委員の選任・改正を予定している付属機関は積極的に公募委員の採用を実行する。	
77	5	61	62	政策課題検討グループの設置	企画財政部 行政改革推進課	従来からある自主研究グループ制度の見直しも含め、政策課題を検討する自主的なグループを編成するなど、中堅・若手職員の参加を募り、柔軟な発想を市政に活かすため、職員参加システムについて検討し、導入します。	政策課題の検討活動を通じて人材育成や若手・中堅職員の柔軟で積極的な意見を市政への反映させることができる。	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	検討実施	(平成17年度) 若手・中堅職員12名によりプロジェクトチームREを発足し、72改革項目のうち「接遇向上や市民の声を活かす仕組みの導入」、「転入者相談機能の充実」について研究し、3月の行革実施本部で発表した。窓口アンケート・庁内案内パンフレット・フロアマネジャーの設置について実施予定。 (平成18年度) プロジェクトチームの研究テーマは「市民にわかりやすい庁内案内板等の設置」とした。(平成19年4月1日から案内板等の掲示を変更) (主な内容) 各庁舎(第1庁舎～第3庁舎)を、異なる色で表示する。 課の表示は、課名だけでなく、可能な範囲で業務内容も表示する。 番号表示を用い各課の配置をわかりやすくする。 (平成19年度) 若手・中堅職員16名によりプロジェクトチームを発足し、「職員提案制度」、「有料広告提案」についての研究、報告をいただいた。 また、「新行財政改革実行プラン」の追加や変更項目等について提案した。	75%	引き続き推進		(課題) 原則、月に1回2時間程度のプロジェクト会議ではあるが、協議内容によっては、回数がかさむこともあり、特に若手メンバーにとっては、所属長や同僚職員への気兼ね等から、負担となる可能性がある。これを回避し、実行ある制度に定着させるためにも、事務局として所属長及び所属職員への理解と協力をお願いするとともに、メール等を活用して、会議の開催を極力最小限にとどめていくことが必要である。 (平成20年度実施予定) プロジェクトチームのメンバーを募集する。 プロジェクトチームの研究結果を行財政改革実施本部で発表する。行財政改革実施本部は研究結果の実現化を関係部署に指示する。 次年度の研究テーマを検討。	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
78	5	新規	63	職員提案制度の拡充	企画財政部 行政改革推進課	職員が行財政運営の推進・改善等について気が付いたことなどを提案する職員提案制度について活性化を図ります。	職員の意識高揚や事務事業の効率化、更には、市民サービスの向上に寄与することを目的とする。					検討 実施	検討 実施			新規	(課題) ・職員提案の提案数が減少傾向にあるので、定着化のために提案の機会・方法を拡充する必要がある。 ・また、採択された提案を迅速に実施する仕組みを確立する必要がある。 (平成20年度実施予定) ・提案期間を通年とし、庁内LANのトップページから提案できるように入力フォームを作成する。 ・提案審査委員会の下部組織として、簡易な提案について審査及び実施に向けての調整を担う「簡易審査委員会」を設置する。 ・訂正した実施要領に基づいて提案を募集する。
79	5	62	64	定員管理の適正化	企画財政部 行政改革推進課	官民の役割分担を明確にして、定員適正化計画とアウトソーシング計画に基づき、市民によるサポート、民間活力を利用した場合の、適正職員数への移行と効率的な配置に努めます。	定員適正化計画に基く職員総数の削減は、人件費の削減だけではなく、市民との協働を実現するための業務量を生み出す手法と考えている。	検討 実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・定員適正化計画の計画期間を平成22年4月1日まで延長し、「安心安全のまちづくり」を推進するために、市民の生命に直接関わる業務である消防職に関しては、一般職などの1割補充とは別枠で、退職者数と同数を補充することとした。これにより、平成22年4月1日までに職員総数を140名削減する。 (平成18年度) ・定員適正化計画は、計画上の退職者数と実際の退職者の実数を勘案し、改正の方向性を検討した。 (平成19年度) ・平成22年4月1日を目標とした定員適正化計画の職員数について、計画の中間年度であることから再検討を行った結果、計画人員に対しては若干上回っているものの残りの計画期間で修正可能であることから、計画自体の見直しはしないと決定した。	50%	引き続き 推進	(課題) ・定員適正化計画及びアウトソーシング計画を両輪として、職員数の抑制に努めているが、定員適正化計画が目標とする平成22年4月1日の職員数を964人とする上では、市民との協働を実践するアウトソーシング計画の更なる推進と、スリムな組織への改編などをトータルで行っていく必要がある。 (平成20年度実施予定) ・「各部局長の仕事と目標」の調書に、アウトソーシングにより21年度以降に推進する事務事業の項目を追加し、各部局でのアウトソーシングに関する検討を促進させる。 ・スリムな組織とするために、少人数の課や係等の統廃合を21年4月1日の組織改編の中で検討していく。	
80	6	63	65	土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設	企画財政部 企画政策課	費用対効果を考慮したうえで、土日祝祭日、夜間における特設窓口の開設について検討し、実施します。	土曜日及び平日の夜間に窓口を開設することにより、市民サービスの向上を目指す。	検討	実施 開設	実施	実施	実施	(平成17年度) 「おおたかの森」駅前ショッピングセンター内にある公共施設スペースの活用方法で、市民課の出張所の設置を前提に協議し、立地条件等を考え、土曜日及び平日の夜間の開設を実施することを決定。 (平成18年度) おおたかの森駅前出張所の開設について、住民説明会を開催、3月おおたかの森駅前出張所オープン (平成19年度) 4月から月～金曜は、8時30分～19時、土曜は、8時30分～17時の開所	75%	引き続き 推進	(課題) ・おおたかの森駅前出張所の利用者の状況等を把握し、利用者の声を聞き、サービスを維持・向上させていく必要がある。 (平成20年度実施予定) ・市民課以外に土曜日休日の窓口開放の実態調査を実施する。	
81	6	64	66	出張所等におけるサービス機能の充実	市民生活部 市民課	出張所の統廃合を検討するとともに出張所の機能充実について検討し、実施します。	出張所の統廃合や出張所で提供できるサービスを充実させることにより、経費の軽減や事務の効率化とともに、市民サービスの向上に結びつく。	検討	検討	実施	実施	実施	(平成17年度) ・江戸川台・新川出張所を廃止し、新たに江戸川台駅前出張所を開設。同時に、全出張所において税証明書の発行を開始。 (平成18年度) ・初石・八木出張所を廃止し、新たにおおたかの森出張所を開設。 (平成19年度) ・おおたかの森出張所において税収納を開始するとともに、平日は午後7時まで業務時間を延長し、土曜日業務を開始。また、平成20年度からは、全出張所において、これまで本庁でしか受付けていなかった国民健康保険の高額療養費申請の取次ぎ業務の開始を予定。	75%	引き続き 推進	(課題) ・老朽化している東部出張所については、建替等を検討しているが、建替をする場合は、地域住民の利便性を考慮し、移転の必要があるかどうかを調査研究していきたい。 (平成20年度実施予定) ・関係課と建替えについて協議を行う。 ・地域住民の利便性について調査検討する。	
82	6	65	67	転入者相談機能の充実	企画財政部 行政改革推進課	転入に際し、住民登録、国民健康保険、乳幼児医療などの相談を受け付ける窓口の設置について検討し、実施します。	相談窓口の設置については、多大な投資額が必要になることを、改めて確認したため、当該テーマについては、当面、現行の体制で充実に努めることとする。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・若手・中堅職員12名によりプロジェクトチームREを発足し、庁内案内板・案内図の工夫、フロアマネージャーの設置、レイアウト、申請書等の見直し、外国人サポーターの設置について研究した。 (平成18年度) ・行財政改革実施本部において、各窓口における年間の申請数や各種電算機器の拡張に要する経費等のデータにより、転入の際に必要な各種手続きに要する費用対効果を検証したところ、学校部門や福祉部門などの必要なデータを検索するためには電算機能を充実させなければならない。 福祉部門などは制度が複雑化しており再雇用や臨時職員では適切な対応が図れない。 など、転入者の利便性を向上させるためには、多大な投資額が必要になることを、改めて確認した。 そこで、当該テーマについては、当面、現行の体制での充実に努めることとする。 (平成19年度) ・平成18年度の行財政改革実施本部において、転入者相談機能の充実について検討した結果、現行の体制での充実に努めるとされたことから、具体的な検討は実施していない。	25%	引き続き 推進	実施目標・実施時期の変更 (課題) ・市役所において転入者は、市民課での手続きのほか、複数の各関係窓口へそれぞれ回って手続きを行っているのが現状であり、負担軽減の検討が必要である。 (平成20年度実施予定) ・出張所での窓口対応を例として、必要に応じて、市民課窓口の内線電話を利用して、関係課職員が転入者に説明を行ったり、場合によっては関係課職員が市民課窓口に向くなど市民の立場に立ったサービスを検討する。	

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
83	6	66	68	接遇向上や市民の声を活かす仕組みの導入	企画財政部行政改革推進課	窓口サービスや業務に関する市民の声やクレームを市政に反映する新たな制度について検討し、導入します。	窓口アンケート、市民からの意見・要望の蓄積については、早期に実施し、市民の生の声を窓口業務に活かす準備が整った。	検討	実施 (アンケート実施)	実施 (充実)	実施 (充実)	実施 (充実)	(平成17年度) ・窓口アンケートの手法について若手プロジェクトチームの提案を取り入れ検討。 (平成18年度) ・平成19年2月15日から同年2月28日の間、第1回窓口サービスアンケートを実施した。 アンケート結果については、ホームページや広報紙等で公表するとともに、職員に対しても結果を通知し、窓口サービスの更なる向上に努めるよう要請した。(回収箱8箇所、回答総数102人) (平成19年度) ・平成20年2月15日から同年2月29日の間、第2回窓口サービスアンケートを実施した。 アンケート結果については、ホームページや広報紙等で公表するとともに、職員に対しても結果を通知し、窓口サービスの更なる向上に努めるよう要請した。(回収箱8箇所、回答総数131人)	75%	引き続き推進		(課題) ・窓口サービスアンケートについては、平成18年度から実施している。 ・近年の接遇、窓口研修の成果として一定のレベルまで向上したが、今後、一段上の市民サービスを目指す。 (平成20年度実施予定) ・特に実施本部で対応を検討する必要があるような採点の低い項目はなかったが、本年度も窓口アンケートを実施し、窓口サービスの向上を目指す。
84	6	新規	69	業務マニュアルの充実	企画財政部行政改革推進課	主要な業務について業務の流れ、緊急時の対応などを記載した業務マニュアルを適宜更新管理します。	法律や制度等の改正や多種多様な対応ケースを踏まえて業務マニュアルを整理することで、市民のニーズに迅速に対応が可能となる。					検討 実施	実施			新規	(課題) ・法令等の改変や市民サービスの向上を図るため、マニュアルの更新・見直しを定期的に行う必要がある。 (平成20年度実施予定) ・各業務の既存マニュアルについて定期的な更新・見直しに努めるよう、各課長に要請する。
85	6	新規	70	市民の視点に立った庁舎レイアウトの見直し	企画財政部行政改革推進課、管財課	高齢者や障害者にとっても使いやすい、プライバシーに配慮した窓口や相談室などのレイアウトについて検討し見直します。	来庁者の利便性を向上させることができる。					検討 実施	実施			新規	(課題) ・健常者はもちろん、高齢者や障害者にとっても利用しやすいように窓口の形態、相談室の設置、課の配置等、総合的なフロアレイアウトの見直しを行い、改善する必要がある。 (平成20年度実施予定) ・行財政改革プロジェクトチームに対して、新第2庁舎の建設にあわせ「市民の視点に立った庁舎レイアウト」をテーマについての検討を要請し、庁舎レイアウトの設計に反映させる。
86	6	新規	71	受付業務の充実	企画財政部秘書広報課	市民サービスの向上のため、ロビーで積極的に市民に用件を伺うなどのアプローチをする担当を配置します。	来庁者の利便性を向上させることができる。					検討 実施	実施			新規	(課題) ・現庁舎及び新庁舎建設に伴う、受付場所・人数の配置などを検討する必要がある。 (平成20年度実施予定) ・将来、新庁舎の受付業務も増える中で、来訪者への積極的なアプローチによるサービスを行うために、一部業務の委託も含め受付業務の見直しを検討する。
87	6	67	72	ホームページの多機能化	企画財政部行政改革推進課	市民ニーズの多様化に対応したきめ細かな情報提供や市民と行政で双方向となるような場を目指すなど多機能化を図ります。	市民が必要とする情報をすばやく提供できる体制が整った。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・ホームページの構成を全面的に改めたほか、Q&Aコーナーを設け、市に直接問い合わせをしなくても済むような仕組みを作った。 (平成18年度) ・図書館の蔵書検索・貸出サービスがインターネットで出来るようになったことから、市のホームページからのリンクできるようにし、利便性の向上を図った。 (平成19年度) ・ホームページに市の事業に対するパブリックコメントの募集を掲載し、電子メールによる意見募集を行なった。	75%	引き続き推進		(課題) ・ホームページは住民への広報手段として重要な地位を占めており、市民が必要としている情報を迅速・的確に、告知していく手段として、今後も機能を強化して活用していく。 (平成20年度実施予定) ・具体的に平成20年度の予定は、平成20年8月から電子申請・届出システムの導入に伴い、市のホームページからこのシステムにアクセスできるようにする。 ・なお、電子申請・届出システムに掲載する手続きは、30手続き以上を予定している。 (1)情報公開請求 (2)住民票の写しの交付申請 (3)非課税証明交付手続き(4)犬の死亡届出 (5)イベント申し込み 等
88	6	68	73	流山市情報化推進計画の推進	企画財政部行政改革推進課	流山市情報化推進計画に沿って本市の情報化関連施策の計画的・総合的な推進を図ります。	個人情報の保護とセキュリティ対策に万全を期した、ITによる行政サービスの高度化や利便性の向上が図れる。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・平成17年3月に策定されたが、平成17年度は、その後計画が見直されたかの調査を行なった。 (平成18年度) ・平成19年度予算案と計画との整合性を確認した。 (平成19年度) ・平成20年度予算案と計画との整合性を確認した。	75%	引き続き推進		(課題) ・近年の情報化社会の進展は著しく、国でも電子政府、電子自治体を推進する施策を進めている。本市としても計画的に情報化を進めていく必要があることから、今後も社会情勢に適した計画を見直しをしていく。 (平成20年度実施予定) ・今年度については、マルチペイメントの検討を行う。

NO.	方針	旧改革NO.	新改革NO.	改革項目	担当	平成21年度までの実施目標 (目的・内容)	改革により期待できる成果 (効果)	実施時期(年度)					平成17年度から平成19年度までの実施内容	進捗状況			平成20年度の課題と実施予定(解決策)
								17	18	19	20	21		21年度までの実施目標に対する進捗度	今後の対応	見直し内容	
89	6	69	74	施設予約システムの見直し	企画財政部 行政改革推進課	平成16年度に導入した施設予約システムについて、運用改善等、より使いやすいシステムに向けた見直しを行います。	当日の空き状況がインターネットで閲覧可能になったことから、利用者は現地へ出向くことなく状況を把握できます。	実施	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・施設管理者と協議しながら、システム管理者権限でできる範囲での修正を行った。 (平成18年度) ・指定管理者、施設管理者と協議しながら、システム管理者権限でできる範囲での修正を行った。 (平成19年度) ・施設利用者の利便性を考慮した運用面での改正が行なわれたことから、それに合わせたシステム修正を行った。	75%	引き続き 推進		(課題) ・公共施設予約システムの導入により市民の利便性は以前に比べ、向上しており、今後もより使いやすいシステムを目指して事業を進めていく。 ・従来、利用日の前日までインターネットでキャンセルすることができたため、利用当日に空きができることが多かったため、平成20年5月1日よりキャンセル可能日は利用日の7日前までとすることで、より多くの利用者に施設を提供することができる。 (平成20年度実施予定) ・キャンセル可能日を7日前までとし、施設の有効利用を図る。また、利用者のニーズに合わせた貸し出し区分の変更を行う。
90	6	70	75	窓口事務の電子化および電子申請の推進	企画財政部 行政改革推進課	各種届の電子化を図るなど、市民が利用しやすいシステムについて検討し、実施します。	庁内における電子文書管理システム、電子決済システムを並行して導入することにより、市民が利用しやすい電子申請が実現する。	検討	検討	検討	実施	実施	(平成17年度) ・千葉県電子自治体運営協議会において、電子調達、電子申請の県下市町村の共同運用に向けた検討で中心的な役割を果たした。 (平成18年度) ・平成17年度に続き、千葉県電子自治体運営協議会において、電子申請実施に向け活動を行った。 (平成19年度) ・平成20年度からの電子申請の実施に向け、条例・規則などの整備を行った。	50%	引き続き 推進		(課題) ・平成20年8月からの電子申請・届出システムの運用開始を目指して準備を進めており、今後もより使いやすいシステムを目指して事業を進めていく。 (平成20年度実施予定) ・平成20年8月1日から電子申請・届出システムの運用を開始する。当初は、15課で約500の手続きを行う予定。 (1)情報公開請求 (2)住民票の写しの交付申請 (3)非課税証明交付手続き(4)犬の死亡届出 (5)イベント申し込み 等 ・電算化された戸籍の交付を10月から開始。
91	6	71	76	図書館情報の電子化	生涯学習部 図書館	図書館の蔵書内容をインターネットで公開し、検索や予約ができるシステムについて検討し、導入します。	市民がインターネットや携帯電話での図書館の蔵書検索や貸出予約等が可能となり、図書館情報化サービスの充実が図れる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・平成18年10月から、市民がインターネットを利用して本市図書館の蔵書検索や貸出予約が可能となるように、図書館新電算システムの仕様を整理した。 (平成18年度) ・図書館新電算システムの稼働に要する契約の締結及び導入準備等を進め、市民がインターネットを利用して自宅等のパソコンや携帯電話から蔵書検索や貸出予約ができるサービスを開始した。 (平成19年度) ・千葉県立図書館の横断検索に接続したことにより、利用者が流山市を含む千葉県の公立図書館全体から蔵書検索が同時にできる利便性の向上が図られた。 ・市民が直接目にするのでできない森の図書館地下の全館共同書庫(収容能力10万冊)資料のみをインターネット検索できる機能を付加したことにより、長年に渡る出版流通の中から本市が収集した貴重な資料の活用が期待できる。	75%	引き続き 推進		(課題) ・市民がインターネットによる蔵書検索や貸出予約を利用できる図書館新電算システムについては、平成18年10月から本稼働させたが、平成20年度に図書データ内容の充実と、そのためのプログラム改良を行うなど、引き続き情報量の豊富化と情報アクセス性の向上等の付加価値を高めていく必要がある。 (平成20年度実施予定) ・充実した廉価な市販データを新たに購入し、図書の内容の概要情報を市民に提供することにより、図書館情報提供サービス事業の一層の充実を図る。 ・当該図書館新電算システムに搭載されているパッケージソフトの向上を契約の相手方に働きかけていく。
92	6	72	77	情報セキュリティ(注15)対策の拡充	企画財政部 行政改革推進課	行政情報の保護を目的に情報システム監査について検討し、実施します。	情報システム監査により、各部署で問題点が把握でき、それを解決するためにはどのようにすればいいかを検証し、改善することができる。	検討	実施	実施	実施	実施	(平成17年度) ・(財)地方自治情報センターから講師を招聘し、10月に全職員を対象に情報セキュリティに関する講演を行なってもらった。 (平成18年度) ・平成19年1月から約2か月かけて第三者によるセキュリティ外部監査を行った。また、(財)地方自治情報センターによる本市ネットワークへの侵入テストも行った。 (平成19年度) ・外部監査で指摘を受けた事項について検証を行い、対応できる項目について対応した。	75%	引き続き 推進		(課題) ・情報化の進歩とともに情報管理の重要性が増してきている。物理的なセキュリティ対策に関しては、かなり高いレベルであると考えているが、外部の第三者に評価してもらうことは重要なことである。情報セキュリティの大切さが叫ばれていることもあり、今後とも事業を継続して実施し、市民に不安を与えることのないようにする。 (平成20年度実施予定) ・LASDEC地方自治情報センターより、現在本市が所有するインターネットシステムに対して、外部からのセキュリティ監査を実施し、脆弱な箇所を診断する。

用語の解説

(注1) **データベース化**...情報をとりまとめ、一元的に管理する仕組みをつくること。

(注2) **自治基本条例**...その地域における自治の基本原則や行政の基本ルールなどが定められるもので、最高法規として位置付けている自治体が多い。

(注3) **パブリックコメント制度**...行政機関などの意志決定過程において広く住民に素案を公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

(注4) **NPO (Non-Profit Organization)**...非営利団体又は、非営利組織と訳されている。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

(注5) **アウトソーシング(市民による業務参加)**...外部への業務委託を指しますが、本市では、市民参加の一環として、個人の市民、NPO(法人・ボランティア団体を含む)、自治会、民間企業を含め外部の機能や資源を活用することを指す。

(注6) **行政評価**...「仕事に無駄はないか」「費用に見合うだけの効果が出ているか」といった観点から数値を使って測定するなど、客観的に行政の仕事を見直し、行政運営を改善していく取り組み。

(注7) **バランスシート**...貸借対照表。各自治体の資産、負債等のストック状況や、資金の源泉や用途を明らかにした報告書。

(注8) **財政健全化法に関する4つの指標**

実質赤字比率 通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

連結実質赤字比率 全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

実質公債費比率 一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

将来負担比率 一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

(注9) **行政コスト計算書**...民間企業でいう損益計算書にあたり、各自治体が1年間に提供した行政サービス手数料などの収入を明らかにした計算書。

(注10) **財務4表**

貸借対照表 自治体の財政状態(資産、負債及び純資産による)

行政コスト計算書 行政サービスの提供にかかわるコスト及び収入

資金収支計算書 年度内における資金の収入及び支出、年度内における資金残高

純資産変動計算書 財源の調達源泉及び財源の用途

(注11) **物件費**...地方公共団体が支出する消費的性質の経費。

(注12) **電子入札制度**...入札に係る手続きをインターネット上で行うこと。

(注13) **複線型人事制度**...特定の専門的な仕事を極める人材を専門職として処遇する、地域を限定した勤務を取り入れるなどして、組織内での従業員の多元管理を可能にする制度。

(注14) **大きくり化**...部課等の統廃合を進めること。

(注15) **情報セキュリティ**...災害、過失、故意などの原因によって、情報システムを故障、破壊などのリスクから守るための物理的、論理的な安全対策、保護対策。